

第六十一回 参議院通信委員会會議錄第五号

昭和四十四年三月十八日(火曜日)  
午前十一時六分開会

委員の異動

三月十四日  
辞任 久保 等君  
補欠選任 横川 正市君

三月十八日  
辞任 横川 正市君  
補欠選任 久保 等君

出席者は左のとおり。

委員長 永岡 光治君  
理事 新谷眞三郎君  
西村 尚治君  
松平 勇雄君  
鈴木 強君

委員 植竹 春彦君  
長田 裕二君  
古池 信三君  
郡 祐一君  
迫水 久常君  
白井 勇君  
寺尾 豊君  
久保 等君  
松本 賢一君  
森 勝治君  
横川 正市君  
北條 浩君  
村尾 重雄君  
青島 幸男君

国務大臣

郵政大臣 河本 敏夫君

政府委員

郵政政務次官 木村 睦男君  
郵政大臣官房長 溝呂木 繁君  
電気通信監理官 浦川 親直君  
郵政省貯金局長 鶴岡 寛君  
郵政省簡易保険局長 竹下 一記君  
郵政省電波監理局長 石川 忠夫君  
郵政省人事局長 山本 博君  
郵政省経理局長 上原 一郎君

事務局側

常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

説明員

郵政省郵務局長 石川 義憲君  
日本電信電話公社総裁 米沢 滋君

参考人

日本放送協会会長 前田 義徳君  
日本放送協会副会長 小野 吉郎君  
日本放送協会技師長専務理事 野村 達治君  
日本放送協会専務理事 竹中 重敏君  
日本放送協会専務理事 川上 行蔵君  
日本放送協会専務理事 志賀 正信君  
日本放送協会専務理事 長沢 泰治君  
日本放送協会専務理事 佐野 弘吉君

日本放送協会経営企画室経営主 野村 忠夫君

本日の會議に付した案件

○放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査  
(郵政事業の運営に関する件)

○委員長(永岡光治君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。去る三月十四日、久保等君が委員を辞任され、その補欠として横川正市君が選任されました。

○委員長(永岡光治君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。郵政大臣から本法律案の趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(河本敏夫君) ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

近年におけるわが国経済の成長発展と国民生活の向上に伴う電話の熾烈な需要に対応し、日本電信電話公社では鋭意設備の改善拡充につとめており、来年度は百九十余万の加入電話を増設することとしておりますが、このような電話の拡充のテンポからみて、現在の電話取り扱い局の級局区分は細分化し過ぎていくにやがて、固定の費用、特に電話の自動化が進むにつれて、固定の費用、特に資本費用が増大してまいりましたが、電話の基本

料の水準は、昭和二十八年以来据え置かれております。

これがため、電話取り扱い局の級局区分を統合簡素化し、基本料の水準を引き上げることが必要となりました。

また、最近の社会生活圏の拡大に伴い、市内通話とその他の近距離通話との料金格差を縮小することが必要となりました。

このような事情から電話基本料及び近距離通話料を改定して利用者の料金負担を適正化するとともに、あわせて、現在日本電信電話公社が試行的に実施している農村集団自動電話及び集合自動電話を集団電話という形で加入電話の種類に加え、その提供条件を定める等の必要から、今回この法律案を提出するものであります。

次に、この法律案のおもな内容について申し上げます。

改正の第一は、電話料金に関する事項であります。

基本料につきましては、現在電話取り扱い局の級局区分が十四段階になっておりますが、これを度数料金局につきましては五段階に統合簡素化し、大局小局間の料金格差を縮小することとしております。

準市内通話料につきましては、現在六十秒ごとに七円となっておりますが、これを八十秒ごとに七円とすることとしております。

また、隣接単位料金区域相互間の自動接続通話は、現在、距離に応じて五十秒ないし二十一秒ごとに七円となっておりますが、これを近郊通話という名称にして、距離にかかわらず六十秒ごとに七円とすることとしております。

手動接続市外通話につきましては、ただいま申し上げた自動接続通話に準じて料金を引き下げることにしております。

その他、いままで申し上げた通話に該当しない場合でも二十キロメートルまでのものは料金を引き下げることにしております。

改正の第二は、集團電話の新設であります。

ける集団的な電話の需要に応じるため、交換設備を特設して架設する電話でありますから、一定箇所の地域内に設置するものであって、交換設備の新設を要する場合は一定数以上の申し込みがあることを架設の条件としております。

なお、集團電話の料金は、通話料を除き認可料金とし、また、電話の架設に際しての電信電話債券の払い込み額は、十五万円以内において日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて定めることとしております。

以上が、電話料金の改定と集団電話に関する事項であります。その他の制度につきましても若干改正することにしております。

まず、普通加入区域外の加入者の負担の軽減をはかるため、特別加入区域内の線路の附加使用料は廃止することによります。

また、普通加入区域外の線路設置費の負担を合理化することによりしております。

また、他人の迷惑となる長話を防止するため、日本電信電話公社が指定する公衆電話につきましては市内通話を三分で打ち切ることにしております。

その他行政事務の簡素化のため、電話交換取扱者の資格試験科目等は、郵政大臣の認可を受けないで定めることができることにしております。

以上がこの法律案のおもな内容でありますが、この改正に伴う経過措置といたしまして、改正前に加入者が負担した普通加入区域外の線路を利用して他の加入電話等を設置する場合は、従前の例によりその線路設置費の一部を前に負担した加入者に返還すること、加入申し込み等の際の電信電話債券の引き受けについては、従来どおりの級局区分に応じてその額を定めること等の規定を設けております。

なお、この改正法の施行期日は、料金改定に伴う課金装置の改造等の準備の都合もありますので、昭和四十四年十月一日としております。

何とぞ十分御審議くださいまして、すみやかに  
ご可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(永岡光治君) 本法律案に対する質疑は、あらためて行なうこととしたし、本日は、説明聴取にとどめたいと存じます。

○委員長（永岡光治君） 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

まず、郵政大臣から趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(河本敏夫君)　ただいま議題となりました日本放送協会の昭和四十四年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条第二項の規定によりまして、郵政大臣の意見を付して国会へ提出するものであります。

まず収支予算について概略を申し上げますと、事業収支におきましては、収入、支出とも八百三十七億五千万円で、前年度に比し、それぞれ五十億四千万円の増加となっており、資本収支におきましては、収入、支出とも二百十五億円で、前年度に比し、それぞれ十三億円の減少となっております。

なお、事業支出のうち、九億五千万円を資本収支へ繰り入れることとなっております。

次に、事業計画につきましては、そのおもなものは、テレビジョン放送およびラジオ放送の全国普及をはかるため、放送網の建設を行なうこと、番組一般について内容の充実刷新を行なうとともに教育、教養番組の利用促進につとめること、積極的な営業活動を行ない、受信契約者の維持増加をはかること等となっております。

最後に資金計画でございますが、これは収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てたものであります。

郵政大臣といはしましては、これら収支予算等について、慎重に検討いたしました結果、これをおおむね適当であると認め、お手元にお配りいたしましたとおりの意見を付した次第であります。以上のとおりでございますが、何とぞ御審議の

上、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(永岡光治君) 次に、日本放送協会会長から説明を聴取いたします。

○参考人(前田義徳君) ただいま議題となつております日本放送協会の昭和四十四年度収支予算、

事業計画および資金計画につきまして、ご説明申し上げる機会をお与えくださいましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

ては、事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめますとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえ、国民生活の充実に資するよう努力する所存でございます。

次に、そのおもな計画についてご説明申し上げます。

まず、建設計画から申し上げますと、テレビ

ジョンにつきましては、総合、教育とも全国放送網の早期完成をはかるため、総合、教育両テレビジョン局とも百八十局の建設を完成し、百四十局の建設に着手することといたしております。これらにより四十四年度末におきましては、総合、教育両テレビジョン局とも九百八十一局となり、全国総世帯に対するカバレッジは、両放送網とも九

また、共同受信施設を設置するほか、東京、大阪UHFテレビジョン局の建設に着手することといたしております。

一方、ラジオにつきましては、放送の受信困難な地域の解消をはかるため、秋田第二放送大電力局の建設に着手することとしております。

また、超短波放送におきまして、新たに県域放送を実施する基幹局を含め四十局の建設を完成し、五十局の建設に着手することとしたしており

これらによりまして、四十四年度末の全国総世帯に対するカブレージは、第一放送九・七％、第二放送九・六％、超短波放送八九％となる予定であります。

また、札幌放送会館の増築等地方演奏所の整備を行なうほか、カラー放送の拡充に対応する設備の整備、研究用施設、近代化のための機器の整備等を実施することとしております。

次に、事業運営計画につきまして申し上げます。

まず、国内放送につきましては、テレビジ

ン、ラジオとも番組内容の向上刷新につとめることといたしておりますが、テレビジョンにおきましては、総合放送は、広く一般を対象として、番組の各分野にわたり調和のある編成を行なうこととし、教育放送は、学校放送、通信教育番組を中心に編成を行なうとともに、番組内容の充実につとめることといたしております。

また、カラーテレビジョン放送につきましまして

は、カラー放送に適した番組を対象に順次拡充することとし、放送時間を一日平均十一時間三十分とすることとしております。

ラジオにおきましては、第一放送および第二放送の全般にわたり番組の刷新をはかり、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なうとともに、超短波放送におきましては、本放送の妨実施に伴い、県域を基本とするローカル放送の拡充及びステレオ放送等超短波放送の特性を生かし

このほか、放送番組の利用促進等の諸計画を実施することとしております。

また、国際放送につきましては、一日三十六時間、三十分の規模により放送を実施することといたしておりますが、各地域の特殊性に即した番組を編成するとともに、国際放送の周知の強化等によ

り放送効果の増大をはかることといたしております。

次に、営業関係につきましては、社会情勢の変化に即応した諸施策を積極的に推進することとし、受信者の理解と協力を得るよう、協会事業の周知につとめるとともに、受信の改善を積極的に行なうことといたしております。特に、UHFテレビジョンの普及の促進、電波障害防止対策、テレビジョン共同受信施設に対する維持対策等により、極力、受信契約者の維持開発につとめ、あわせて受信料の収納につきましても、一そう確実を期するよう努力することといたしております。

調査研究につきましては、国民世論調査、番組聴視状況調査並びに意向調査、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビジョンの改善研究等を積極的に実施することといたしております。

経営管理関係につきましては、事業規模の拡大に伴う業務の増大に対処いたしまして、業務全般にわたり効率化を積極的に推進し、経費の節減につとめるとともに、業務の機械化及び職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上をはかることといたしております。

また、給与につきましては、社会水準に比し、適正な水準を維持するよう改善を図る所存であります。

最後に、これらの事業計画に対応する収支予算につきましまして申し上げます。

事業収支につきましては、収入において八百三十七億五千万円を予定いたしておりますが、昭和四十四年度における受信契約者の増減につきましましては、契約総数において、年度初頭二千二百二十千件に対し、八十六万五千件の増加を見込み、年度初頭百六十万五千件に対し、百十万五千件の増加を見込み、普通契約においては、年度初頭一千九百四十二万二千件に対し、カラー契約への変更等により二十四万五千件の減少となり、これによる受信料収入を八百二十五億一千九百万円と予定いたしております。

このほか、国際放送関係等の交付金収入一億四

千六百万円、預金利息等の雑収入十億八千五百万円を予定いたしております。

これに対する支出といたしましては、総額八百三十七億五千万円で、国内放送費に二百四十九億四千二百万円、国際放送費に七億二千五百万円、業務費に六十八億四千九百万円、調査研究費に十五億七千六百万円、管理費に百億二千九百九十九万七千七百六十六円、減価償却費に百二十七億六千万円、関連経費に二十四億九千万円、予備費に四億四千万円を計上するほか、資本収支へ九億五千四百四十四万円の繰り入れを予定いたしております。

次に、資本収支につきましましては、収入において二百十五億五千万円を予定いたしており、減価償却引き当て金、固定資産売却収入等を百七十二億九千万円と見込み、外部資金の借り入れにつきましましては四十二億一千九百万円を予定いたしております。

これに対する支出といたしましては、総額二百十五億円で、建設計画の実施に百五十四億四千万円、放送債券の償還に三十一億九千九百六十六万円、長期借入金金の返還に十二億四千万円、放送債券償還積み立て金の繰り入れに十七億四千万円を計上いたしております。

以上、昭和四十四年度日本放送協会の収支予算、事業計画等につきましまして、そのあらましを申し述べさせていただきますが、わが国経済文化の発展、国民生活の向上に放送の果たすべき使命が、ますます重要となつていくことに思いをいたしまして、従業員一同総力をあげ、この責務遂行に努力する所存でありますので、委員各位の変わらざる御協力と御支援をお願いいたし、あわせて何とぞすみやかに御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(永岡光治君) 本件に対する質疑は後刻行ないたいと存じます。

○委員長(永岡光治君) これより郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題

といたします。

本件に關し質疑のある方は、順次御発言願います。

○横川正市君 さきの国会を一つの契機にいたしまして、郵政省の機構の改革を意図しながら、あるいはその事前の説明によりますと、必ずしも公社化への布石ではないかという意味をも持って、郵政管理局十八局案という内容のものではないか、これがおそらく提案の運びになるのではないかとこの法案提出に思つておりましたが、その後の郵政のこの法案提出についての考え方をまずお聞きをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 郵政省の地方の機構をどうするかという問題につきましましては、その後引き続きまして検討をいたしておりますが、検討の経過及び現在の時点における状況につきましましては、政府委員から答弁いたさせます。

○政府委員(清田木繁君) 郵政管理局構想というものは、郵政監察局と郵政局とを統合して、そしていまある十カ所のものをより現業管理を十分にするために数多くしたという考え方です。検討したためまいりました。ただいま横川委員がおっしゃつておられました十八局という考え方は、その中の一つの考え方でございます。結論に達したものではありません。いろいろ検討の経過において、この問題は早急にすることはかなり困難な問題がいろいろあらわれてまいりましたので、なお今後相当慎重に審議する必要があるかという点も、現在検討中というものが実情でございます。

○横川正市君 当初、私も聞いておったところでは、一つの勢い込んだ内容のものであったし、それから相当これに期待のかけられる内容のものであるというふうに、私もまだ検討の段階までいっていませんでしたが、そういうものだったのですが、一体この作業の段階でいろいろ問題が出てきたというけれども、それはどういう内容なのか、わかつていない範囲内でひとつ説明していただきたいと思います。

○政府委員(清田木繁君) まず、郵政局と郵政監察局を統合するという問題が一つの大きな問題となりました。これはいろいろ検討した結果、いまの郵政局と監察局を統合しても現業管理にはかえって便利ではないかということで、その点ではある程度、問題はあまいないということになってまいりました。しかし監察につきましましては、御承知のように司法監察権の問題等がありまして、監察の独立というものが、この監察制度の発足以来一つの大きな柱になっております。したがって、その辺は統合するにしても、監察の独立性をどのように残すかという点で完全に調整がつかないという点が一点であります。それから、十カ所だけ郵政と監察を統合するならば、職員、局舎、そういう問題はそれだけで解決いたしますが、もしこの十カ所のものを十カ所以上のものにいたしますと、当然そこに局舎の問題、あるいは職員の配置転換、こういう問題が出てまいります。そうしますと、かりに十八から十八というものを一回考えてみましたところ、相当の金額を必要とするのではないかと。局舎、そして宿舎、そういう問題が出てまいりました。したがって、これを一朝一夕にやるといふことは、相当困難ではないかという問題が出てまいりました。ところが、機構というものは、長期計画でもって、今年はこのままで、今年はこのままでとやるのはあまり好ましくない。機構というものはある程度びしゃとしまつたらきめてしまふというものが機構のあり方としては適当であろう。しかし一方、そういうふうな局舎の問題とか宿舎の問題というところになりますと、これは長期計画を必要とする。そこで一体、その機構上早くやるのが好ましいということと、物理的にできないという問題をどう調整するかという問題になります。これを御承知のように設置法でいふやれば改正しなければなりません。そうしますと、設置法の改正という問題が非常にむずかしい問題になってまいります。したがって、これは一つの長期構想を立てて、そうして逐次ある程度考え方がまとまつたら、設置法で出したは

うがいのじゃないかということで、早急に設置法を出すという事は一応おこうということになりました。大体そのような三点が大きな問題という事になって、一応その三点を検討中という事でございます。

○横川正市君 そうすると、これは総体的な話の煮詰めの中では、もちろんこれは郵政大臣は前大臣から事務引き継ぎを受けて取り組まれておられると思うのですが、公社化への問題と関連をさせながら公社への移行の準備を、公社へ移行することがいいかどうかの段階だと思いますが、公社へのそういう機構の改正ということを前段に置きながら、これと両者突き合わせて考えていかなければいけないと、そういうたてまえで審議をするということですか。

○国務大臣(河本敏夫君) これは、公社化への問題とは切り離しまして検討させております。

○横川正市君 いまのことからいきますと、外郭の入れものの問題から入ると、大体同じような性質のものになるわけですね。公社化の一つの検討の段階に出てくる問題点と、それから管理局設置についても、当初これはだいたい具体的な現実的な問題だというふうに見ておりましたが、手がけてみると、そういうふうには簡単にはいかない。いま説明された三つの問題が出てきたということとの間には、ずいぶん多く競合する問題点があるんじゃないですか。

○政府委員(清呂木繁君) 一応公社化という問題は、郵政審議会に、公社化することがいいか悪いかということはいま提案しているわけでございします。そして、私どもこの郵政管理局構想というものもを検討している段階におきましては、一応方針的なものは郵政審議会にかけておりますが、一応現業を管理する郵政局段階というものは、直接公社化とは結びつかず、それ以前でも、いいものならばやっても支障ないものではないか。要するに公社化というものは、どちらかというと、大きな方針的な問題というのに関連しておきますので、現業管理の郵政管理局構想というものは、そ

れよりもいいものならば先に、別にそれと関係しないので検討していいというふうな考えで、一応別立てで検討しておいた、こういうこととございします。

○横川正市君 ちょっとその点が理解できないんですが。まあ、当初、私どもは管理局案の構想が発表されたときの郵政の腹の中には、相当積極的に公社化への移行を腹づもりにしながら、管理局というものの移行の考え方はあったと、こういうふうな思っているわけですよ。それが事実上検討の段階できわめて重要な問題が出てきたということとは、これは公社化へのいま前段の議論だとは言いますけれども、たとえば郵政の事業にとってみると、画期的な変革を迎える場合に、その画期的な変革の、これが右するにしても、左するにしても別にこのことは支障にはならない、いわば前向きのものである、こういう考え方で管理局案というのはいま考えられておった、そういう時期があったと思うのですよ。そうすると、それが非常に重要な問題にぶつかったということになりますと、これは公社化への検討の段階まで戻って、管理局の問題もあわせて議論をしなければならぬ要素というものが出てきたんじゃないか、それが提出を控えさせているのじゃないか。

○政府委員(清呂木繁君) 先ほど御説明申し上げましたように、この郵政管理局構想を検討し始めた段階を申し上げたわけでございしますが、いま横川委員がおっしゃいますように、一方公社化という問題がかなり進んできている現状でございします。いま、われわれと郵政審議会との接合している感では、この夏ごろには答申が出るということも聞いております。そうしますと、郵政公社化の郵政審議会の審議の中で、郵政管理局のあり方というものが、もし委員の中から取り上げられるならば、そして答申の中に入ってくるならば当然それを参酌しなければならぬという事は考えられます。そういう意味において、せっかくここまで郵政管理局構想を検討してきて、この時点になつているのであれば、ある程度公社化の郵政審

議会の審議の模様をその間においてながめるということは考えられるかと思ひます。と申しますのは、この国会には郵政省設置法を出しておりましたので、もし早急に郵政管理局構想がまとまったとしても、来年の国会にならうかと思ひます。したがって、公社化の答申というものを、時期との関係になれば、当然それとのからみにおいて再検討いたしますか、そういうことがあり得るという事は申し上げられようかと思ひます。

○横川正市君 東京郵政局の二分割案というのは、どうなつたんですか。

○政府委員(清呂木繁君) 東京郵政局二分割の問題につきましては、御承知のように長年の宿願でございしますが、たまたま政府としては、行政簡素化といいますが、行政機構を拡張しないという大方針がございまして、何とかわれわれとしては二分割したいけれども、一方その方針にもやはり従わなければならぬ。そして、また先ほど申し上げました郵政管理局構想というものが早くできるならば、当然その東京二分割というものの、その中で解決したわけではございますが、先ほど申し上げましたように、郵政管理局構想もいま検討中という事になりましたので、当然政府の大方針とわれわれの希望とはうまく合致いたしませんので、いま国会にも二分割が出し得ないというのが実情でございします。

○横川正市君 そうすると、機構上のたとえば簡単な改正、改善等があれば、そのことがより有効であるというふうなもので取り上げるのではなくて、たとえば東京郵政局の二分割案にしても、管理局案にしても、公社化への検討にしても、一つの連関性というものがある程度のものでつかない限りは、部分的な提案というものはないと、こういうふうに見ていいですか。

○政府委員(清呂木繁君) 先ほど御説明いたしましたように、われわれとしては、郵政管理局構想、それから当然それは東京の二分割を含んだ管理局構想でございしますが、これはぜひやりたいという希望は持っております。しかし、先ほど御説

明しましたように、この管理局構想というものは、非常に大きな問題を含んでおりますので、そう簡単にはできないということになりますと、この東京二分割も非常に困難だと。一方公社化の問題は、この夏ごろ答申がございしますので、それとの関連があり得るならば、一緒に関連させますが、もし公社化がそれに関連しないで答申が出た場合には、当然その管理局構想は先に進ましていただきたいというふうな考えでおるわけでございします。

○横川正市君 ちょっとその点が理解できないんですが。私どもは機構とか、人とか、業務とか、いろいろなものとは総合的に関連性を持ったものなんだが、その関連性の一番基である公社化の問題が、これが一つの議論の焦点になっている時期に、それよりか事前に意思決定のできるものというものは、かりにそれがどういふふうになつても、現段階では必要なものと考えたときに、当然その法案なり管理局なりでできると思うのです。だからそういう意味で最初手がけたんだけれども、手がけてみたら、根本問題にやはり触れる重要な項目が出てきたので、その重要な項目はひとつ公社化への議論と全然無関係ではないと判断するのが妥当なんじゃないか。そうすると、その妥当な一つの根本がでけないで、方針を出すという事とはならない。ただ根本が出て、それが時間的に、たとえば二分割が支障なく行なわれ、管理局問題がそれに付随して全国で行なわれ、それは公社化への一つの布石である、こういった系統だった結論が出ない限り、これに対する意思決定はない、こういうふうに変わってきたのではないかと、私は思うのですが、いまの官房長のあれでは、もし八月になれば二分割、それから管理局は独自に出しますという事になれば、公社化がどうあつても、必要なものとして出すならば、なぜいまそれが具体的な意思決定ができないかという問題になる。

○政府委員(清呂木繁君) 私のちよつと説明が不十分だった点があるかと思ひますが、この夏ごろ、六月か七月か八月ですかわかりませんが、夏



熱意がなければ実際にはできないんじゃないか。

それからもう一つは、かりに法律でできなくても、いや法律事項じゃないに、答申が出ましても、おそろく形式的な個条的なもので、その実内容というものはおそろく触れてはこないんじゃないかと思うのですが、たとえば具体的な問題では、国会とそれから公社との関係についてはどういう形勢がいいとお考えになっているか、いま答申をもらうために論議をされている段階ですから、それは答申を待ってと、こう言われるかも知れませんが、大体論議をされる素材の中でとらえ方として、たとえばどこでこうでした、あるいはどこに移行されたあととこうでした、こういう公社化への方策は立てたけれども、たとえば国鉄や電電公社のように機構改正を二度やっておりますが、そういうような微を踏まないためにもこうしたほうがいいとか、いろいろな論議をされていると思うのですが、その中の一体公社になった場合に、国会との関係についてはどういふ形勢をとつたらいいとお考えになっているか、こんな点なんかの論議はされているでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほど申し上げましたように、委員の皆さん非常に熱心に何回もお集まりをいただきまして検討していただきまして、おれわれのほうからも参考資料を集めて出してあります。しかし、先ほど申し上げますように、いよいよ最終の段階にきつたときでございますので、その場合に突っ込んだ議論をするのもいいかと思うわけでございますが、もし必要とあれば政府委員のほうから答弁させます。

○政府委員(清呂木繁君) 郵政審議会の公社化特別委員会の議事録は一応外部秘ということになっておりますので詳細は遠慮させていただきますが、ただいままでのところ審議は大体六回行なっております。そしてまず初めに、外国でたとえばイギリスが去年十月三十日公社化法案を出した。それからアメリカが大統領委員会が公社化の答申をした。西ドイツでもかつて専門委員会が公社化——これは公社化とははっきりしませんが、あ

る一つの提案をしまして、それに対する西ドイツの事務次官の反駁等がありまして、やはり諸外国でも郵政事業を国の形態でやるのがいいか悪いとかという動きがございましたので、まず第一にそれらの動きを委員の方々にどういふ背景のもとにどのような法案が出されているか、それに對する考え方はどうなっているかというのを御説明申し上げたわけでございます。その間にこれはほとんど私のほうからの一方的説明でございますが、当然その中には公社化というものの国会との関係というものは必ず外国でもうたわれております。その意味において、そこで一応説明及び意見がかわされたことは事実でございます。

それから、一応外国の事情というものがひとつとおり終りまして、次は、要するに日本の国内において政府形態と公社形態とどういふ制度的な違いがあるか、いろいろ法律上等でもってはっきりしておりますものを御説明申し上げております。その段階では、国会との関係というものは法律的にはあまりはっきりしておりません。まだ、そういうものは詰めておりません。ただ要するに、大臣としての政治的責任、公社総裁としての事業の責任、この辺がどう違うかというようなことは一応議論しておりますが、しかし、これもまだ簡単に議論しただけでございます。一応私のほうの説明が終わったあとでそういった突っ込んだ議論がかわされるのではないかと、こういうふうな状態でございます。

○横川正市君 そうすると、これは郵政は、審議会の性格的な面ではいわば全く白紙みたいなもので、そしていろいろな参考資料になるようなものをこれを委員会に提出する、そしてその意思はどういうことかという説明にとどめて、具体的には郵政として意思表示をするのは答申が出てからということですか、それともマル秘事項になつていて、ある程度の郵政側の意思というものは委員会に伝えているという形での審議の方法ですか。

○政府委員(清呂木繁君) 総括的な意思表示は当然いたしております。これは意思表示はある程度委員会の結論を待つてということになろうかと思ひます。ただ、いろいろ個々の問題を説明するときに、たとえば組織なんかのときに、たとえば私どもとしては、先ほど横川委員から御質疑のありましたように、東京郵政を二分制したいという問題がある。しかし、これが政府形態でありますと設置法改正という問題と、もちろん内閣の中の機関でございますので、そういう行政簡素化の大きな方針にびしゃんと従わざるを得ない。ところが電電公社とか国鉄も今回やっているようでありますが、当然東京あたりで二分制、三分制しなければならぬ事情のときには、公社のほうがやりやすいというようなことは個別的には私どものほうで困つていふ問題という形でもって意思表示はしてございます。要するに私どものほうでは、こうありたい、機構は要するに程度われわれの判断によつて、あるいは社会情勢に即応した機構がつくれるようにしてもらいたい、そういう個別の意思表示はしてございます。

○横川正市君 私は、非常に重要なのは、審議会の方々が非常に学識経験その他広い知識を持つて当たられるでしようが、実は、一番最初私が言いましたし、また大臣もそれを肯定されておりますように、郵政事業が何らかの方法をとらなければならぬ時期にきているというその担当実務者の意見、これが私はやはり非常に大きな意思表示でなければいけない。単に何と申しますか、幾つかの委員会がありますけれども、学識経験者等の寄り集まりならば、結論が出るというのではなしに、やはり実務者が実務を行なつてきた経験と今日の現状把握というものをから出される意見、これは非常に大切なものなんじゃないかと思うのです。たとえば電電公社が公社になったことによつて何が一番今日の公社の基礎になったかというところ、もちろんそれはたとえば予算の使い方が非常に高効率になりました。それから会計手続その他が非常に簡素化されました。それから事務上ほとんど整理をされて、そうしていわば効率化されてきました。それからもう一つは、国会とそれから企業との関連の中で言つてみると、国会があることが何かやはり企業経営からすると上に上というやうなこと、やはりいろいろな問題がある。それが取り扱われた。行政組織上からいっても非常に自主的な運営ができるというやうなことが一つこの電電公社の場合には出てきているわけですね。そうすると、私は、いま行き詰つた郵政事業を、これを何とかしなければいかぬというときに、問題点というものはそうあるわけはないと思うのですが、项目的にあげれば、会計制度はどうしますか、人事はどうしますか、あるいはトップ・マネージメントはどうしますかと、いろいろなことが想定されて、そうしてそれが現行でできるか、公社にならなければできないか、そういうことの検討が行なわれて、はじめて一つの曲がり角の打開策というものが生まれてくると思うのです。それを一体どういふふうにお考えになっておりますかというのを審議会にじゃまにならない程度に私どもとしてはやはり聞きたいわけなんです。私どもは私どもの意見も持っているわけですが、その点を、いま公社化の課題としてかけられているものは何ですか、そうして重点は、たとえばこれとこれとですというやうなことでもいいわけですが、説明願えればたいへん助かるのですが。

○政府委員(清呂木繁君) 私から全部いま御質問になつたことについて完全に答弁はできないわけでございますが、全部を詳細にお答えできませんが、当然問題点としては、横川先生おっしゃつたとおりだと思います。それは、外国の例を説明するときに、それから日本の中にも当然問題点は、トップ・マネージメント、財務会計、人事制度、それに料金決定のあり方、大体よきでもそれからわれわれが出したいいろいろの問題点でも、その四つが大きな四項目というふうな考えでおります。ただその四項目について、具体的に郵政省の方針がこうだということ、ちょっといまこで申し上げられないんですが、しかし、個別についてはどうありたい、こうありたい。たとえば財務会計制度につきましても、それは当然事業を



やっていくために一般会計的な束縛は離れたい、  
こういうことは申し上げられますが、いわゆる方針  
として財務会計制度はこうあるべきだということ  
は、いまの段階ではちょっと御説明しにくい点が  
ございますので、御了承願いたいと思うわけで  
ございます。

○横川正市君　そうすると、たとえば公社化さ  
れたときのことをひとつ想定されながら、いま資  
金等の、会計上資金調達といいますが、そういっ  
たものにぶつかった場合、あとで具体的に業務内  
容を聞きたいと思うのですが、大体頭打ちの状態  
というものがあります。それを解決しなければな  
らない、そうすると、それには資金が必要にな  
る、そういうような場合、いまのようにたとえば  
局舎ならば簡易保険の何パーセントとか、そうい  
うようなことでの解決策を考えるのか、もっと事  
業体質を強化し、その返済についてのめどとい  
うものがある程度立てながら、相当広く資金とい  
うものを持つ計画を立てて対策を立てる、それの  
ことが一つあって、それの上に立った財政という  
ものを考える、言ってみれば逆な聞き方をしてい  
るわけですが、問題が出てきた、それにはいろい  
ろなかつこうで金の調達が必要である、そのため  
には企業というものはもうかる企業にしなければ  
ならない、そういう一つの次善の対策を立てなが  
ら財務関係についての台所をまかなっていく、  
こういうふうにするための一つの方策といえます  
か、そういうことも実は検討していくんだとい  
うことが言えますか。

○政府委員(清呂木繁君)　具体的にここですぐ御  
答弁できないわけですが、当然独立採算  
制を強く押し進めるといって考え、すなわち公社  
化ということを財務会計的に見れば、独立採算制  
の推進になるかと思えます。一般的に独立採算  
制というものは収支が償うというだけに言われ  
ておりますが、外国あたりも当然自己資金の調達  
の自由、当然企業というものを発展させていくた  
めに、その資金の調達がある程度その事業主の判断  
でできるというのが問題になっているわけござ

います。ところで郵政事業特別会計におきまして  
も、現在でもある程度資金の調達ということはで  
きるようになっております。外国等によります  
と、それまでが一般会計的な扱いになっていた  
りなところもあるようであります。それが問題に  
なっておりますが、日本の郵政事業特別会計制度  
の上において、ある程度資金の調達は自由にな  
っております。しかし、おっしゃいましたように、  
ある程度簡易保険の何パーセントというような政  
治的なチェックと申しますが、これは法律的な  
チェックでございます。その点、そういう問題は公  
社になれば案になるかという点は考えられます。  
しかし、あくまでもわれわれは公社化というもの  
の財務会計制度を考えるならば、あくまでも独立  
採算制すなわち自主独立した、一般会計から自主  
独立した企業会計制度的なものを入れたという  
考え方でござります。

○横川正市君　いま人事等の場合、私は非常に何  
といいますが、日本の場合には、たとえば委員会  
といえどこの人ならという人を幾つもの委員会  
の委員に据えて、そうして非常に忙しな委員会を  
つくるところが最終的決定をしているような形  
が見受けられる、そういう委員会の中にはいろいろ  
な形の、いわばトップクラスといいますが、そ  
ういふものを選ばれるような考え方でいいの、そ  
れとも電電公社では三代つと部内みないなかつ  
こうになりましたが、国鉄は外から持つてこられ  
るという例もありますが、この中央での指導的な  
役割りを果たすという人事について、一体どう  
いう人が適任だという考えを持っておられます  
か。

○政府委員(清呂木繁君)　ただいまの御質問は公  
社という経営形態をとった場合のトップ・マネー  
ジメントの御質問と思えますが、実は、これはま  
だはっきりしておりません。というのは、外国に  
おきまして、いわゆる経営委員会方式による  
トップ・マネー・ジメントをやろうという案と、ある  
程度イギリスのように、そういう非常勤的な経営

委員会制度でなしに、理事会、要するに役員のと  
ころに、執行部に強力を持たせて、そうしてそ  
れを中心にしていくという二つの考え  
方がござります。したがって、いま委員会に  
おきましてもまだ議論されておりましたが、一応  
外国等の例が出たときにも、いわゆる日本の電  
電公社、NHKのような経営委員会方式、あるいは  
もっとイギリス等で議論してまいりますように、理  
会的なものを強くして、経営委員会的なものは別  
にして、それはほかの監督部門で調整するという  
ような考え方もござります。そのあり方とい  
うものについて、まだ省として方針をきめてお  
りませんし、審議会においてもまだ十分な審議がな  
されておきませんので、ちょっと具体的な御答弁  
ができませんという状態でございます。

○横川正市君　私は、どうしてそういう質問をし  
たかといいますが、いわば独占事業、国営事業と  
いう形で郵政事業といふものを今日まで持続して  
きたものを公社化していく、その中で、ほんとう  
の成果というものを期待することができかどうか  
かという点での問題点の中に、これはつな  
がるものだと思うのです。これは具体的にはサン  
プルがあるわけですね。電電公社の場合には一体ど  
うか、あるいは専売の場合はどうか、国鉄の場合  
はどうか、あるいは外国の場合はどうか、その中  
で、私どもの感じだと、これは言い過ぎかも知  
りませんが、どうもやはり官僚化していく  
傾向が強く、ほんとうの経営体としての形とい  
うものは、年を経るごとにだんだんだんだん希薄  
になっていくんじゃないかと思うのです。私は  
これは目的は達したけれども、内容は少しも充実  
しないということにつながっていくわけなんです。  
その点もう明確に一つの人事についてはこうで  
す、たとえば軍人であった者は防衛庁長官になれ  
ませんとか、そこまでかりにいかなくても、役人  
が延命策何かで出てきたという事、役人  
が、一体どうかという問題も含めて議論を  
されているかどうかということなんです。

○政府委員(清呂木繁君)　私も役人でござ  
いまして、ちょっと申し上げにくい問題があるの  
でございますが、一応たとえば経営委員会が問題に  
なったときには、審議会の委員の中からそれが  
形骸化している問題等が議論されました。その中  
で、硬直化していく原因は一体何だろうかとい  
う議論が出まして、それをいわれる創造的な人間  
よりは事務に詳しい人のほうがいいのか、もう少し  
別のセンスがあったほうがいいのかという問題で  
懇談的にいろいろ議論されております。当然何ら  
かの形で答申のときには、そういう問題に触れ  
てくるんじゃないかと思いますが、どちらがいい  
ということになりますと、私も役人の一人でござ  
いますので、ちょっとここでは遠慮させていただきます  
したいと思います。

○横川正市君　そうすると、たとえばいろいろな  
問題があるわけですが、郵便とか、郵政事業の現  
業の把握であるとか、あるいは要員関係は一体ど  
ういうふうにするのかとか、それから郵便料金の  
決定などはどうなるかというように、もうすでに  
事例として幾つか検討素材に当たって、素材とし  
て十分用の足せるような問題がたぐさあるわけ  
ですが、これらは総合的に判断をされた上で審議  
会の答申を待つ、こういうことで、その時期は大  
体八月と、こういうふうに見えていいわけですか。

○政府委員(清呂木繁君)　おっしゃるとおり、そ  
ういふ項目について、私のほうも資料を出してあ  
りますし、その項目にしたがって説明中でござ  
いますので、当然それらの項目について、委員  
の方々が慎重審議されて答申が出ると、こうい  
うふうに考えております。

○横川正市君　大臣に、公社化の問題で、私どもは  
実は見受けるところ、やはりどちらがよいかにつ  
いて非常に判断に迷いながら、何か一つの力が公  
社化への推進役になったから、言ってみれば、あま  
り積極的ではないが、そういう方向に向いてい  
ているという傾向が見受けられないというふう  
には思えないのですけれども、この点は私どものい  
わゆるあれですか、見方の間違いだと御判断で

しょうか、大臣のひとつ公社化へのどういう決意か、おっしゃってほしい。

○國務大臣(河本敏夫君) 私の公社化に対する考え方は先ほど申し上げたとおりでございますが、実は、私は先ほどお話がございましたように、かりに公社化がいいという結論が出ましても、これも運営の問題と申します。運営を誤れば、幾ら制度としてよくても、形骸化してしまつて、硬直化してしまつてうまくいかないという場合も当然出てくるわけでございまして、要は最終的には人の問題に帰着するのではないかと。現在の制度でもやつて十分な成果がある場合もあると思ひますし、そこらあたりがなかなかむずかしいものですから、いろんな意見を、またいろんなことについての各方面の御意見を聞きまして、答申もまつて最終結論を出したいと、実は、こういうことございまして、私もまだ全然どうしたらいいかということについてのいま考え方をきめておるわけじゃございません。

○横川正市君 八月に答申が出るかも知れないという見通しで、ある程度事務が進んでいるときだから、私はもつと大臣の意思は、積極的な御答弁があるんじゃないかと思つたのですが、私自身は実はまだ判断しかねる側に立っていて、公社化がいいとも、また現行改善がいいともなかなか言いかねる問題があるわけなんです。それで、なぜ私がそういうふうな問題点を持つていたかといひますと、これはこれから逐次お聞きをいたしていきましますから、大臣、ひとつこれはそれぞれ御に立っている局長さん方も説明をされるでしょうが、私はどうも局長さん方の説明というのはいささか過去のからにとらわれ過ぎておつて、それが非常に答弁を明確にしないという点が出てくるんじゃないかと、まず心配の第一はそこにあるわけなんです。もつと積極的によまの郵政の置かれてる立場というものを認識されて、過去のからをまあいわば、あまりげんぱち的にやるといふことじゃないですが、ある程度時間を置いて、これだけは一つ計画に沿つてやってみようという、そう

いう熱意が見られれば私はいいんだと思うのですが、どうもいままでの動きを見ておると、やはり過去の例にとらわれ過ぎておると、強いんじゃないか。大臣たまたま経済界からこられた大臣でもあります、いま公社化の一番大きなねらいというのは言つてみますと、官庁経営か、企業経営かというふうな点も相当含めながら、公共性と、それからこの経済性というものを加味して調和のとれたものをつくらうと、そういう一つの目標を持つておるわけですね。ところが、その目標にいくまでに、いかにも郵政事業というものは公共性が強く打ち出されてしかも、いままでは、全くの改善策を持たずに百年一日のごとく経営してきた企業だといふことが言えるのじゃないかと思ふのです。そこに私は非常に大きな隘路といひますか、壁といふものを感ずるわけです。たとえ一つ、私は事業に対する協力意識という問題を、ある管理者へのアンケートの中からとらえてみたいと思ふのです。事業に対する協力意識といふものの反面郵政事業が今日こういう形勢になつて発展してきた土台になるものがあるわけですね。それは全部が国営事業であるけれども、国営事業として負担してこなかった。たとえば請負といふようなものあるいは個人財産の提供、こういうものがある。これは依然として個人の、たとえば財産の提供、そういうものは、いまの企業経営の中で改善しなければならぬという意思は郵政省には一つもない。これは上から末端まで、ないわけですね。管理職の中には、そういう事業に貢献をしたと考へられておる人たちの意識調査、いわゆる事業に対する協力の意識調査、これを各課ごとに分けてみますと、たとえば、私は、特定局の存在というふうなものは、電電公社が設備投資をし、それから上がつてくる収益によつて実によの当たる産業になつていくように変わるべきものは何かと言へば、これはもう全国まへんなく窓口を持つておる郵政省のこの機構が、これにかわるべきもので、これをいかに生かすかどうかということが、かかつてこの企業の盛

衰になるのじゃないか、こういうふうな思ふわけですね。その窓口の責任者になつておる人たちの意識調査、それはたいへん大切なものなんじゃないかと思ふのですが、この意識調査は、逐次改善をされつた時期がありました。これはたしか昭和二十五、六年ごろから七、八年ごろまでは改善される時期がありましたけれども、それが労使問題が困難になつてきた時点から逐次ものと分野に変わつてきておるのじゃないか。たとえば特定局制度は維持しなければいけないという背景の中には、どういう意思表示があるかといふと、社会活動、兼業兼職をさせてもらいたいという意思表示が一つある。それから給与についてはどうかと言ひますと、給与は、それは公共性のためをえをとつておるのだから、他の局の局長と同等の給料をもらわなければいけない。それから局舎については、これはいよいよいままでは提供の義務あるいはそういうことによつて企業が維持されてきました。それには名譽とかなんとか逆に与えておるわけですね。それも維持していく。しかし、局舎その他についてはいろいろの意味で今日の経済の伸びに促し、あるいは貨幣価値の下落によりあるいはその他の物件の上昇により一般社会と同等の支払いを受ける、こういう考え方。そういう点を大体十四、五項目に分けて、しかも、これに広範な人たちの身分というものを保持するためには、企業の中にいかにあつてもらわなければ困るかといふ点の率直な意見を出したわけですね。これを私は見ましたときに、非常にいままでは相当貢献度はあつたけれども、たとえばこれが公社化されて、公共性を全部抹殺するわけにいきませんが、公共性と経済性を加味されて、まずは調和のとれた企業体を想定する場合、また、しかも、その窓口が、他の日の当たる産業と同等の効率を願うといふことになれば、そこにかかつてくるのは何かと言へば、たとえば保険会社、この保険の支店長のように、個人に相当な大きな責任と義務を持たせて、企業の先頭に立たせるといふような一つの企業全体のねらいといふことからい

ば、非常な大きな壁になるのじゃないか、こういうふうに見ておるわけなんです。まあ就任をされてみて、實際上この特定局自体をみられて、大臣としては、一体改善意思というものがまだそこまではないかどうかですね。私は今日の郵便の事業のあり方からいつてみても、これは相当手を入れて改善をしなければいけない問題だと思ふのでありますけれども、その点の考えを一つ、この点だけをお聞きをいたしたい。

○國務大臣(河本敏夫君) 特定局につきましては、いろいろ検討をいたしてまいりましたが、これまでのいき方を変へるといふ考え方はございませ

○横川正市君 それは、まあ大臣の意思決定がかりにどういふふうになされたかといふことは、私のとらえ方としては、いわばサービスをよくするためには、答申が出れば公社化への踏み切りといふものが必要なんだと、こういうふうな私はとつたわけなんです。その場合に、公社化といふのは何が目的なのか。いま大臣の答弁は、これは既存の郵政省の中にある思想であり、それからそれに対する依存なんです。実際上、特定局の収支の経済性というものをみますと、おそらくいろんな要素というものは他にあるだろうと思ふのですが、概略調べられた要素からいひますと、半数以上が赤字経営という形態をとつておるわけですね。そういう赤字経営の形態というものを一体どうしていきましますかといふその答へが出たとき、いや、それは公共性が非常に高いからこまですというのなら、何でそれでは、一体公社化へのねらいといふものがあるのかといふことに私も考へるわけですね。だから、今日の制度の中の欠陥といふものは何ですかと言ひますと、これは非常に公共性だけが追求されて、経済性が二義的なもの、あるいは三義的なものになつておるところに問題がある。だから、私は、いま局長さんの意識といふものを言ひましたが、この意識は、いわば残念ながら保守政の意識と相つたがるものがあるのです。そのものがやはり改善をするときに



ようにたとえば意識調査をしてみたら、これはちょっと解決するのに困難な問題だとか、あるいは予算の措置を見てみたら、こいつは一体これでもいいのかと、いろいろな問題というのが出てくるわけです。こいつはまあどういたしますかといって、どうお考えですかといってお聞きしても、それほど心配しないで、まあ時間をかければ何とかなるということです。それはおまかせするよりしかたがないわけなんです。が、就任されてみて、企業を見て、どうこの郵政事業というものをとらえてみて、これはというふうにお考えになった点を率直にお聞かせいただきたい。

○国務大臣(河本敏夫君) これは郵政事業だけではなしに、電電あるいは国際電電全部に共通する問題だと思いますが、経営をやっております、そうして金が少し足らなくなる、経営上苦しくなる、そうするとすぐ値上げをしようとする、こういう考え方は、私は根本的にいけないと思えます。値上げをする前に、やはり他に方法を検討すべきでありますし、また検討すれば道はおのずから開けてくる場合がたくさんあるかと思うわけです。具体的にここで申し上げるのをはばかりますけれども、そういう例が私はたくさんあるということを確認をしております。

それと先ほど来特定局の赤字の問題等につきまいて重ねてお話ございましたが、繰り返して恐縮でございますが、いま人口の大幅な移動が行なわれておる、国鉄でも地方線は相当大幅な赤字をかかえております。それからNHKのごときも全国漏れなくテレビが見えるようにしておるわけでございますが、これとても、そういうふうな僻地僻村にいろいろな設備をするためにたいへな経営上の負担になっておるわけです。そこで民放のごときは、結局もうかるところだけしかやろうとしない、非常に困っておるわけですが、僻地僻村

いと思うのです、特にサービスを中心とする仕事であれば、ただそういうところの赤字を全体としてどうカバーしていくか、どう埋めていくかというところが基本問題でございまして、そこらあたりに、問題の焦点があるのではないかと思います。

○横川正市君 ですから、それがたとえ十億足りないとか三十億足りないというものなら問題がないわけですがね、相当経営上の人件費の占める割合その他から言ってみても、まあ大体頭打ちの状態になってきているのではないかと。だからどこから、右に損した左で補てんすればいいじゃないかというふうな器用なことがだんだんできなくなってきたというんです。実はお聞きになったかもしませんが、特定局という窓口があることが郵政事業にとって一番強みじゃないか、その強みをどう生かすかということにもう少し力点を置いたらどうか、こういうふうな思っているわけなんです。だからなくせと言っているわけではないんです。郵政の場合は、窓口のあることがこれは何と云うたって強みですよ、今日の機構の中で、組織の中で、これをどうやっていくかというのを、やはりもう少し熱意を持って考えてみたかどうか。たとえばいまのような業務の形態ではどうもならないが、あそこはこれだけあればいいからという形でのものなしに、もっと周辺から仕事を見つけてくる、いわゆる市場調査をし、新しい仕事を特定局が行なうようにする、そういうふうな意味でのいろいろな検討というものがあつていいんじゃないかというふうに、私も積極的な意見を持っているわけですよ。これはどういふふうにあれしませんが。たとえばこれは全く当るかどうかわかりませんが、ある町村で災害共済みたいなことをやっていますが、一日一円掛けというふうなこと、これはどこへ行ってみても赤字である、これを過密過疎を問わず全体がひとつやたらだろというか、それをひとつ窓口でやたらだろというか、税金だとか何と銀行がやっているようなこともやっておりますが、しか

し、いろんなことをやっているが、そういうところの窓口から吸い上げてくる仕事というものはないものかどうか、そういう積極的なものをやるためには実は官庁じゃだめなんだと、これは公社にしてもらわなければ困るのだというふうな意見が私は出てくる。ここに一つの論議というものがあつて、これはひとつ検討をさせていただきたいと思つて、いま、私はたまたま意識調査をやりました、そのことを申し上げましたが、多分に私が言え、これは労使関係だとか、あるいは制度撤廃をやっている意思が反映しているとか、こういうふうにとらえては困るので、あくまでも私も企業経営の中の隘路というものは、一体何かという点を指摘しながらそれに対する取り組みをお伺いしたいと思つておるわけなんです、この点だけはいや、あれば組合出身者だから、いや世襲制のこととだろ、いやどうだろというところの先入観を持たないで答えていただきたいと思つておるんです。

そこで先ほどから大臣も何回か口にされておりますが、過密・過疎地帯というものが著しく形勢が顕著になってまいりまして、おそくは何年かたちますと、全人口の七割は都市化現象の中に集中するのではないかと、こういう状態が出てきたと、そういう、まあいざ利益サービスの需給状態が変わってくる、これに対する対策というものはどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) これはやはりもう少し全体の動きを見きわめないと直ちにこれをどうするところまで具体的な案を持っているわけじゃございません。

それから先ほどいろいろ前向きな形で特定郵便局の仕事の面での話もございましたが、当然お話のような点は積極的に検討させていただきま

ます。

○横川正市君 そこで実はもう少しおいてくれたらいいんじゃないかという点で、これは心配にならないかという点が一つあるんですが、これは特定局の局舎提供、これを非常に施策の中じゃ重点的にしているわけでしょう。部分かも知れませんが、ここは窓口がほしいというところの窓口は閉鎖され、非常に高い公共性の追求されるところには窓口が設けられていない、これはいまから直していかないと、これはいいか、たとえば国営で土地を買い、国営の局舎であつた場合には、世襲であつても三代目ぐらいになるとどうだというふうな問題が起きておる。そういうのは数は少ないといわれるかも知れませんが、過密地帯の駅周辺における局舎というものは国営局舎でなければ残っておりません。そういうふうな言うことができればいいと思つておるんです。

そしていわば過疎地帯では、これは非常に行つてみますと収益、個人の利益になるものとして尊重されておる、このいわば窓口の不均衡といふことが、アンバランスといふんです。こういうものをたとえ企業がまんべんなく窓口を置くことすれば、一体そういう過密地帯の、いわゆる経済効率がいつでもねらわれている地点については、先行的にでも局舎設置の投資というものがあつていいんじゃないか、そういう点については国営で局舎を建てる、そういう前向きの姿勢があつてもいいんじゃないかと思ふのですが、局舎は提供され請負のほうがいいんだという思想と勘案してみても、この点の問題に対してのお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 需要の強いところに設けるということとは当然だと思つておるが、なおお尋ねの中にはいろいろ具体的な問題を含んでおるようになつておる。政府委員から答弁させます。

○説明員(石川義憲君) ただいま先生のお話の点、現実に事務的に非常に困つておる。ところでございまして。たとえば東京におきまして、非常に古い局舎あるいは急に人口が密集いたしましたし郵

便局がほしいという事態が生じた場合に、まあ先の場合を申し上げますと、個人の力では老朽、狭隘の局舎を改築することができない、その場合に、一体どうするのだという問題だと思つてございまして、従来の一般的な原則としては先生もおっしゃいますように、また郵政省でつておられますように、従来私有でやるといふ方法はおつておりますけれども、そのような特別な場合には、特別なことを考えなければならぬではないかというふうな考へておられます。ただ特別のこととは何だということでございますが、ものによつては、国営あるいはその他の方法でございまして、結局非常に地代が高いとかあるいは建築費が高いということになりますと、とても個人の力では負えない、そういう場合、ことに東京の都市などのことを考へてみますと、現在の建物のビル化の傾向にかんがみまして、一つの具体的な方法としてはビルの中に郵便局を入れるという方法が一番都市らしく最も適当な方法であると思つておられますが、必ずしもそれが常にできるとは限っておりません。したがって、実はビル化のできるところはいいといたしまして、それまでのこと、あるいはそれができないところにつきましては、私もたいへん苦慮して、現在鋭意検討しておるというところでございます。

○横川正市君 まあ、過密地帯の現象というのは、もちろん経済の成長に伴つてそれがだんだん激しくなつてきたので、いま取り立ててどうだという対策がないというの、これはまあやむを得ないことだと思つておる。けれども、対策に苦慮をしておるんだでは、問題にならないわけ

です。もう一つこれと関連するの、これは大臣も実際、これはソロバンで仕事をされているからわかるので、借地でも仕事を建てたものと無理をしてでも土地を買つてうちを建てたものとを間に、相当長い目でいうか、あまり長い目でなくとも、損得の面から見ただけでは、やはり土地を買つて家を建てたほうが得だという現象というの

すが、結局それがあればおっしゃるように経済的な見地から見ましても、土地を持つことによりまして、資産がふえるという意味で、全体としては

れないかと言っておつても、これはもう全くそういう事實は、万に一つも聞かれればいくらいに今日制限をされている。一体これは東京の実情と

足しておるかといわれますと、非常に困難であるということは事実でございます。したがって、学校卒業時期にまどめまして、相当過員になることも承知の上で、卒業時期にまどめまして、たとえばこの三月なら三月に卒業するものをあらかじめ

将来これがますます困難になるであらうといふことはおっしゃるとおりでございますして、特に二、三年後におきましては、そういう問題がより深刻になることはいろいろな資料からもうかかえるといふのでございます。したがいまして、今後とも学

校関係の先生方あるいは職安関係、こういうところとはより以上密接にいろいろな連絡をとってまいりたいと思ひますし、給与の面、それからいろいろな生活条件の面、こういう面では、従来以上に何らかの処置をしなければならぬじゃないかというふうに考へております。

○横川正市君 大臣、お聞きのような問題点、非常に重要な点ですね。企業の中で内勤者があれば、企業が成り立つのじゃなくて、企業は内勤者が不足しておつても、外勤者があればある程度成り立つ企業だというか、そこが一番問題点になるというこの点です。

そこで、大臣は今日の自動読み取り機ですね、機械化の中の。この間どこかで今度二十五台にするという新聞発表をされておりましたが、自動読み取り機の充足ということよりも、自動読み取り機の性能と、それから過密、過疎による——過密地帯の物の流れと、それから機械の能力と物に対する対応性をどういうふうにお考えになつておられるかという問題なんです。実は私はこの読み取り機というのは、あまり期待をかけられないのじゃないかと思つてゐる点がありますので、その点なるほど労働力はありますが、内勤はありますから別に機械にたよらなくてもいいのではないかと、そういう考え方はございせん。ただ一定の能力を持った機械が稼働する場合に、六〇%でいいというわけはないわけでありまして、ある程度の稼働率は高めておかなければならない。ところが一二〇の物が出たときに、それらの稼働でさげない。上にいっても下にいっても、機械というものは一定の能力しか出されない、こういうものを据えつけることによって、一体どれだけの今日の過密地帯の物の流れに対応性が発揮できるか、これはちょっと私も機械を、まだ古いほうの機械ですが、大宮とか京都へ行きましたが、いずれの場合でも——京都の場合でも機械が故障してとまっております、手さばきでやつておりました。大宮の場合は、定型と定型外という物の内容を見ておきますと、定型といういわゆる一種、二種はあ

る程度順調なさばきができますが、それ以外のものをやられた場合は、全部人力でもつてさばかなければいけないということで、機械の持つてゐる一応の物に対する対応性というものは、あまり依存することは、少し危険じゃないかというふうな気もするわけです。

そこで機械の配置を物の流れに対して相当程度効率をあげるという配置のしかたというのはどういうしかたなのか、あるいは機械に対してどういう考えを持つてゐるのか、これをひとし物増のこ近年相当数倍の倍以上になるということを相定しながらの対応策として私どもはもとと他に方法があるのではないかと気がするわけですが、どういうお考えをお伺いします。

○国務大臣(河本敏夫君) 現在の計画は、自動読み取り機を百六十台余り、それから自動選別機を百三十台ばかり当初は十年計画で据えつける予定でしたが、幸いに国民の皆さんから御協力をしていただきまして、番号制が早くいくようになりまして、これを何とか三年ぐらいに縮められないうかというのをいま検討いたしてゐるわけでございます。

それから機械の性能につきましては、先ほどまだ性能が十分でないというお話がございまして、故障が多いというお話もございまして、これはだんだん改良されて、あとで政府委員が答弁すると思ひますが、相当いいものができまして、故障もだいぶ減つてまいりました。ですから、全部据えつけられまして、相当の威力を発揮すると思ひます。ただし、台数は百六十台と百三十台でございまして、おも立つたところしか備えつけられないわけですから、ですから全面的にこれに依存してやるといふわけにもいかんと思ひます。しかし、相当大きな成果をあげておることは事実だと思ひますし、相当大きな期待を持つておるわけでございます。

○説明員(石川義憲君) 機械のことについて、若干補足をさせていただきますと思ひます。お話の機械の能力でございますが、現在のところ

ろ大体一時間に二万一千ほどいくことになつております。それを百方面に区分いたしますので、実際問題として現在備へてある三台の機械で、この機械は必ず全部がそのとおりいくということではございません。というのは、若干実験的な機械もございまして、ただいまつくつておるものは、大体そういう能力ということになつておるのでございます。一日の稼働の時間につきましては、これが年末の実例によりまして、かなり長時間働きに耐えるということがわかつております。もちろんこのためには、若干の休憩で過熱を防ぐとか何か方法は必要でございまして、けれども、かなり長時間稼働する。したがって、ただいま大臣がおつしやうたように、相当の力を発揮するであらうというところは言えると思ひます。ことに、これがただいまお話のありました百六十三台、全国に備へつけられるということになりますと、集中された郵便物を区分いたしまして、定型郵便物については、相当人力を助けるということが言えると思ひます。ただ、お話の点の定型外はどうするかという問題でございますが、東京におきましては、御存じのとおり晴海におきましてかなり機械を利用した扱いをいたしておられます。ただしこれはただいまのところ東京だけでございまして、したがって、地方におきましては、まだ定型外の郵便物に対して機械で区分するということはまだできないのでございまして、ただいま大臣がおつしやうたように、これらのものも番号が書いてございまして、この点がわれわれの区分作業、その他輸送作業、いろいろ助けていただいておりますので、かなり能力の向上に役立っておりますというところを言えると思ひます。機械化の問題は、ただいま問題になりました自動読み取り区分機が問題になつておりますけれども、そのほか選別押印機が百三十台、大体全国に配分されることになつております。

それから、そのほか小包区分機につきましては、すでに二十数台配備して稼働いたしております。さらに御承知だと思ひますが、押印につきま

しては新しいN4という押印機もかなり入りましてたくさんの人手を助けておる。さらに把束機——縛る機械、把束機も数は申し上げませんが、相当たくさん全国に配備いたしまして、区分されたものを把束するということをやつておるのでございまして。ただ問題は、それだけで一体増大する郵便物に対処し得るかという問題がございまして、御質問があつたと思ひますが、その問題につきましては、さらに物の流れ、集中局をいかにつくるかということが一つの大きな問題だと思ひます。そのことにつきましては、ただいま東京中野の改築問題にからめまして、実は郵務局を中心として検討中でございます。

○横川正一君 これは労働力の不足の解消の手段として一応機械化の問題が考えられ、それが実施されてゐるのですが、名古屋の場合は、あの程度のもを入れたときに労働力が幾分か減つたかという、そうではなしに増大しましたね、実際上は。今度の読み取り機その他入ればどうですか、実際上は。

○説明員(石川義憲君) 読み取り機の能力の問題でございますが、先ほどちょっと申し上げましたが、さらに機械はどんどん進歩いたしております。したがって、将来はさらに伸びると思ひますけれども、現在は六人ないし七人という人間手間、そういう能力を想定いたしておるのでございまして、それで今度倍にいたしますときには、定員の減というものをその面では考へて倍にしなればならぬということになつております。

○横川正市君 私どもいまの行き方を見ていて、たとえば把束機であるとか押印機であるとかいうことについては、それほど疑問を持ちませんが、読み取り機というものと集中局それから全国的なその連関性といふものと、それをもう少し弾力あるものにしたらどうか、たとえば局幅によって構造を変えようとか何とか、そういうことのほうが能力的じゃないかという考へ方を持つておりますが、これはあとで見せていただいた上で、私どもはいろいろ御質問したいと思ひます。

そこで局舎の問題ですが、これは整備計画が八  
カ年計画、五カ年計画と整備をされて、いま大体そ  
れが四十五年までに終わるわけですが、そのあと  
整備計画というのはいくらうふうになっているの  
でしょうか、局舎関係は。

○説明員(石川義憲君) 御指摘のとおり、ただいまの局舎計画は第何次と申しますか、二次のような三三三のような三三三のごいいますが、四十一年度から出発いたしまして四十五年度をもって終わる五カ年計画の四年目でございます。したがって、一応終わるわけでございますが、過去の五カ年計画あるいは数年計画というのを見ても、第一の第一次のいわゆる八カ年計画でございますが、これは戦争中爆撃のあとにバラックをいかに建て直すかということが主眼であったように聞いております。その次にそれが途中で倒れまして、たしか三十六年ですか変わりました、次の五カ年計画立てられる、そのときは日本の経済の拡張に従って郵便物が増加している。したがって、そのバラックの改造ということに主眼を置いた拡張計画ではだめだということ、さらに第二次の計画が進んだと聞いております。それで今度の第三次の改善対策はいろいろなそういう従来の改善されたものがさらに改善を要するようになったり、あるいは改善から漏れておたりいたしたものの全部合わせて、一応改善計画をつくっているわけでございますが、最近のさつきの過密、過疎の問題じゃございませんけれども、人口の移動であるとか、その他局舎の経年であるとか、狭隘化であるとかいう問題でさらに次の五カ年計画ぐらゐのものは当然考えなければいかぬと思つて、いろいろございしますが、もともとその内容につきましては、今後一体郵便物はいかにあるべきか、ことに機械を入れた場合、あるいは郵便局の配達の機動化という問題、そういう問題、いろいろ考えまして、構造上さらに十分のくふうをこらしたものでなければならぬ、こういうふうと考えております。

○横川正市君 いろいろたくさん問題があるのですね。たとえば土浦とか、桐生というような局を私も見まして、いままで八カ年計画ないし五カ年計画の最終年みたいなものを迎えながら、また第一歩に立って局舎整備計画を立てないといけないうのじゃないかと思う。あまり過去の計画が今日に適合しておらない、こういう点があるの、これは大臣、局舎整備はいまのような各事業分担制度ないしは借り入れ金の一部で持つていかどうかという点は、これはぜひ、ひとつ検討してもらいたいと思うのです。そうでないと、先ほどから言つた特定局の窓口の問題も、普通局の局舎の問題も、いまもう相当困難な状態になってますよ、事実上、都市によらず。だからこいつは、まあ質問は具体的にしたいと思ひますけれども、時間がありませんから、検討していただくようにお願いします。

それから、委託業務関係なんです、まあ電電公社の業務サービス開始が進むに従つて、最終的にはどういう形に委託業務というのなるのかという、これを関係の方どういふふうにお考えでしょう、委託業務は最終的にはどういふふうになるか。

○説明員(石川義憲君) お話しの電通委託業務の問題でございますが、御承知のとおり現在では第四次計画まで進んでおります。それで、これは四次計画が始まったばかりでございます、この間、全体として大体千六百局を交換さしていくということになります。これは第三次の千局に対して相当の増加でございます。で、たゞいまお話し、今後どうなるんだという問題でございますが、現在まだ電話交換業務をやっております局は、特定局というの約四千残っております。したがって、その局は一体どの段階で全部なくなるのかというこの御質問だと思ひますけれども、これは公社との関係もございまして、ただいまのところ何とも申し上げようがございせん。

○横川正市君 それから通送請負関係ですが、いままあ入札制度による請負ということになって、日

通というのはその親玉であるけれども、実際上は独占ではない。しかし、まあそれに類似した請負契約を行なつておるわけですが、通送の請負の問題について、現状はどういふふうな把握をされ、もし改善策があるとしたら何が改善策とかいふ点を、いまこまかく聞いてると私のほうの時間なくなりまして、概略ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○説明員(石川義憲君) 郵便物の輸送につきましては、現在ほとんど大部分が請負で第三者に委託しております。郵便法によりまして、一切郵便事業は国が独占であるという規定がありまして、これを要するに委託する場合には、法律によらなければさせることはできないということで、例の郵便物運送委託法によりまして、これは日通だけではない、まず国鉄でも、航空会社でも、自動車会社でも、あらゆる運送機関を利用するという意味で、これは委託しておるということになっておるのでございます。それで、日本通送でございますが、これは御承知の会社でございますが、全体の事業の八〇%のシェアで仕事をしております。ほかに六十九社ほどで二〇%の仕事をしておるという状態でございます。で、郵便物の輸送の特殊性などを考えて、われわれはこの日本通送に委託をしております、かなり仕事にもなれております。この点は、欲をいへばいろいろ問題もございまして、従来まではずいぶん成績も上げてくれたと考えております。ただ問題は、一

体請負にするのか、自営にするかという問題があるかと思ひますが、ただいま申し上げましたように、社会に存在するいろいろな輸送機関を利用し得るという意味では、やはり請負のほうがいいんではないかと考えております。

○横川正市君 大臣ね、私が先ほどちょっと言いましたように、これからの郵政事業は、窓口を持つていくものが強みだと、その窓口を横へつなげていくものは何かと言へば通送なんです。それを各地方別に請負でいいという考え方が事務当局にある限り、これはなかなか新たな市場開拓をし

て、そうして全体的なものを運用するような構想というものが生まれてこないんです。これはまた意見が私もありましかれども、ひとつ検討してください。私は輸送局というの、いいかどうかはいろいろ意見があると思うのです。ただ郵政の中の一つの下請みたいなところ、賃金もいつも格差があつて、いつでも何かトラブルが起ると、その点でどうだこうだというような問題もありませんが、要は、これからの郵政事業のあり方という面から、横につながつていく仕事をやっている部門が、このように地方別な請負制度でいいのかわか、これは非常に大きな検討課題だと思ひます。だからこの点はひとつ検討していただきたいと思ひます。

それから、実は共済組合の問題でちょっとお聞きしたいのですが、これはここにおられる与党の皆さんも協力していただいて、三十四年の一月に新しい共済制度が発足いたしました。私はその提案者になつて努力をしたのですが、当時、実は附帯決議が十一項目つけられました、そうしてその附帯決議に伴つて逐次改善しようという面も残して、実は決定をしたものなんです。その当時佐藤さんが大蔵大臣で、この決議に対して尊重して、ぜひ御期待に沿いたいという答弁があつて、満場一致めたという経緯があるのですが、その中の物価と、それから貨幣価値の下落に伴つて退職された――昭和三十四年以降退職された方々が、それほど当時のいわば保障といひますが、が、だんだん減額されていくような傾向、これがひとつあるわけです。また、資料をお願いしたのですが、もらつていませんから、どうなつてゐるかわかりませんが、部分的には公的年金と同じように改善がされております。しかし、それが満足かどうかという問題になると、退職された方は、こいつが唯一の改正の願望になつてゐるようです。だから、これをひとつ検討していただいて、これは私も大蔵委員会でも共済制度の改善でひとつやりま



す。  
それから特定局の最近の状態は、先ほどちょっと触れましたが、あつた貯金の積立金、これはいま幾らあるのですか、五百何十億かあるのですか。

○政府委員(鶴岡寛君) 四十二年度の決算におきまして、五百二十九億でございます。

○横川正市君 これはいきさつがありました、結局預託利子の回転を行なえという、相当私どもは強く要求をして、当時の赤字を改善をしたという事例がある、それで五百二十何億の黒字になった。ただ私はこれも貨幣価値の問題と、それから預託者保護の問題とを合わせて、何らかの形で、これは使う必要があるのではないかと、いうふうに思うのと、もう一つは、たとえば貯金の成績がもし悪くなったときに、利子を払うための余裕財源だなんていう消極的なものではないに、もっと生かす方法、皆さんの中には大臣経験者があつて、大臣のときには必ず貯金には、まことにさうでございませう。そのようにいたしますということ、やめられると、さっぱり首沙汰がないので、私どもは意外に思うのですが、この生かされ方を、事業を伸ばす意味での生かされ方を考える必要があるのではないかと、この点について、きょうは答弁要りませんから、私のほうから要求をいたしておきます。

それから簡易保険の関係で、養老保険と損害保険との関係で、今度も改正法が出ていますから、同僚の皆さんが議論をされると思いますが、一体この形態がこのままのような、金は物であるという考え方に変わってきた時期に、一体国の簡易保険としての特徴が何であるかという点の変わり方が非常に顕著に出てくるのではないかと、そういう点もたとえば保険局長さんが第三者と対談されたときに、物価が上がってこの保険の目的がさっぱりどうも達せられないのが一番の悩みですというふうな意味のことを言わないで、実はかけてもらえばこういふふうになります。これが国営保険の特徴ですというふうなものを実際上考えたらどう

なのか、まあいろいろ私も方策はありますけれども、きょうはまあ時間がないので以上いぶん重点的なものはペンディングで検討材料になりましたけれども、概略の私の意見も交えての質問を終わりたいと思います。

○鈴木強君 ばくは、大臣にひとつお願いをしておきたい。国際電報関係の事業のことですが、国際電報会社法第十二条によりまして、毎営業年度の事業計画は郵政大臣の認可を受けなければならぬということになっていくわけですが、もうすでにKDDのほうから郵政大臣のほうに事業計画の認可申請がきておるかどうかわかりませんが、これが毎年の例によりまして、できるときには年度を越すようなこともありまして、問題になっておいたわけですが、ですから、もしきておらなかったらひとつ連絡をとっていただいて、四月一日以降の計画ですから、早目にひとつ承認をして運営に支障のないように御配慮をいただきたいと思ひます。そのことだけお願いしておきます。

○委員(永岡光治君) 他に御発言がなければ、本件に関する本日の調査はこの程度にとどめます。  
午後二時四十分まで休憩いたします。  
午後一時二十二分休憩

午後二時五十八分開会  
○委員(永岡光治君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。  
本日、横川正市君が委員を辞任され、その補欠として久保等君が選任されました。

○委員長(永岡光治君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。  
本件に対し質疑のある方は順次御発言願います。

○西村尚治君 NHKのほうにちょっとお伺いしたいと思ひますが、けさほど会長のお読みになりましたこの説明書、これによりまして、協会の昭和四十四年度の事業運営、これは事業経営の長期構想のもとに事業計画あるいは収支予算を組み立てたというところが書いてあるわけですが、この長期構想、これにつきまして、ちょっとあらまし——おっしゃりにくいかわかりませんが、概略をまずちょっと御説明を願ひたいと思ひます。

○参考人(前田義徳君) 御指摘のとおりでありまして、御審議いただく予算は長期構想、五カ年構想の第二年度分として考えたものでございまして、ただ、長期構想の中になかったものとしては、東京、大阪のUHF局の建設がございまして、長期構想のあらましは、第一に、今年度予算の御審議の際に御賛同いただきまして料金制度の改定ということが基礎になっております。簡単に申しますと、単設ラジオ料金、これが五十円であったものを無料とし、白黒テレビの三百三十円であったものを三百五十円に値下げいたしました。これからの放送界の動向を察知しながら、特別にカラー料金をちよだいする。したがって、カラー料金については四百六十五円という考え方を御支持いただいたわけでありまして、この時点に立つて、今後五カ年間NHKがなすべき仕事と将来の社会あるいは技術上の発展、変化というものを考慮いたしましたときに、一つの問題点は、少なくともカラーの契約総数は、まあ六百五十万を五年間にどのくらい上回る可能性があるかという問題と、それからさらに今後技術の革新が、視聴者のサービスのためにいかなることを要求されるかという点を勘案いたしました。で、その時点に立つて考えますと、料金改定後の収入は、料金改定前の収入に比べて、年々多額の、その意味では縮小予算となるわけでございます。御審議いただきます明年度におきまして、これまでの料金制度を採用したものと比べて、少なくとも三十数億の財源の不足となっているわけでございます。この財源をカバーする問題は、ただいま申し述べましたよ

うにカラー契約がどれだけ把握できるかという問題につながるわけでございます。こういう点で結論からまず申し上げますと、私どもとしては、このような過程の中で今後五カ年を予想するとき、料金改定前の収入とそれに相当する契約数の増加というものを基礎的に計算いたしますと、少なくとも大体その時期の金額と新しい制度による金額、カラーの契約の把握という点から考えて、大体五カ年構想の四年度目ぐらいに大体同じ数字になるであろうというのが私どもの考え方でありまして、したがって、第五カ年度が前回からの方式に従った総収入と比例してどれだけ伸びが出てくるかというのが最終的な目標でございます。では一体、この五カ年間にわれわれは何をなすべきかという問題がございまして、その点については、第一に私どもが考えましたことは、何をいっても難視聴地域を解消しなければならぬということでありまして、それと新しい時代に適応して、いままでの申し述べましたカラーの普及、したがって、カラー放送時間の順を追うての延長という問題がございまして、私どもが案を考えたときには、少なくとも第五年度には、一日十八時間のカラー放送をしなければ、まあ受像機のコスト低減、あるいはNHK自体の経営から考えて、かなり危険な状態になるであろうという予想を立てました。しかし、結局最終的に皆さんの御意見を伺いながら、私どもが決定したカラー放送時間の最終目標は、第五年度において一日十五時間というふうに縮小いたしました。したがって、御審議いただきます明年度予算は、この構想の第二年度目になりまして、これが一日十一時間半という限度に予算を編成したわけでありまして、このカラー時間の長短というものは、同時に視聴者との関係、あるいは受像機のコストダウンという点には非常に密接な関係を持っておりまして、したがって、この五カ年間、十八時間を十五時間に縮小したという意味で、私どもとしては営業力を極度に発揮しなければいけないという考え方を持ったわけでありまして、御審議いただきます予算においても、その



しかし、これは国策の最終決定を待つ必要があり  
ますので、その意味では年間予算の中には盛りられ  
ておりません。そういう構想を総合いたしまし  
て、その第二年度目として御審議いただく予算を  
編成したわけでございます。

ではなくて、長期計画と、かなり具体性を持った計画を立てました。しかし、今回の場合はいろいろな変化があるであろうということを予想いたしまして、したがって、構想という名前を使っただけでございます。

額は——きわめて大ざっぱでございまして、積算しておりませんけれども、一応検討はしてみました。が、大体三千億から四千億の間を要するだろうと思っています。と申しますのは、局の数にしまして、Uの場合は全国網ということを考えますと、かなりふえてくると思います。そういう点

ますVの送信施設一切を取得するには二百四十億必要としたわけです。それから民間でVの送信施設一切を約百五十億で取得しているわけですね。しかも、最近数年の間にそれぞれ送信施設をすかえておりますから、実際はこの新しい設備をすめる場合には全額まるまる負担がかかるというものです。

ではございませんで、Vの機械をスクラップにするときにUの機械を新しくつけたいわけ、ございませんで、その差額だけというのを考慮いたしますと、われわれの試算では、実はこれも最終のこまかい結論ではございませんで、それほど大きな金額は出ないのではないかと、ございませんで、この点若干意見が違つておると思ひます。もし、三千億、四千億もかかるということであれば、NHKの今後の仕事のあり方という点についても相当別の角度から再検討しなければならぬと思ひますし、これはもう全然われわれと認識が違つてございませんで、この点ではもう少し時間をかけていただきまして正確なところを出してみたい、こう思ひます。

なお、VからUに変えましたあとのVHF帯をどう使うかということにつきましては、政府委員から答弁させます。

○政府委員(石川忠夫君) これは昨年の九月六日に発表してあるところでございますが、VHF帯のテレビジョンをUHF帯に移行しなければならぬ一番大きな理由は、最近における移動通信に要する需要が非常に急激な勢いで膨張をしてゐるにもかかわらず、これに対する波がなくなつてしまつて、こういった業務を円滑に運行するためには、電波特性のすぐれてゐるVHF帯の波をこのUHF帯に切りかえてもらわなければならない、こういうことでございませんで、移動業務用と申し上げましたものは、たとえば沿岸無線電話とか、その他自動車とかいろいろの用途がございませんで、自動車、それから電車とか汽車とか船舶とか、いろいろな移動体に要するものは従来VHF帯ですでに開発されておりました、小型の無線機で相当距離まで届く。このVHF帯の波を、今後の需要の激増するこういった業務に割り当てるためにはどうしてもテレビをUHF帯へ移す必要があるというところが一番大きな理由でございませんで、それで、VHF帯のテレビ電波、それからUHF帯のテレビ電波を比較いたしますと、それぞれ

長短はございませんで、大体においてそれほど大きな差はない。総合的に見ますと、それほど大きな差はないところから、テレビジョンをUHF帯に移そう、こういう方針がきまつたわけでございます。

○西村尚治君 いま会長から、三千億ないし四千億、それから郵政大臣から少し違うようなお話がございませんで、まあこれはいづれ、どちらにしても、ほんの目の子のあれでしょうから、あとの問題にしまして、五カ年計画ですか、長期構想ですか、これはNHKとしては、最終年にはこういうものも入れるとして、三千億を入れてしまつたのじゃ、これはどうにもならぬかもしれませんで、さつきの差異ですね、六百五十万から七百五十万にランクしたとおつしやいましたが、そういうふうに見ていらつしやいますか。

○参考人(前田義徳君) まあ数字の点では御指摘のとおりであります、大体結論を申し上げますと、やはり営業活動を強化しない限り、その五カ年構想の途中に出てきた大きな問題を組織的に消化する可能性はない。したがらば五カ年の最終目標を少なくともカラー契約一千万世帯というところを一方では目ざさなければいけません。他方、先ほど申しましたように、極度に経営を集中化するという方向に向かわなければならぬと考へております。

なお、郵政大臣との間に食い違いがあるやの御印象を与えましたけれども、NHKの現在のVの送信設備の取得は、昭和二十八年以来十六年間の総計でありまして、この十六年間にいろいろな意味で社会情勢、社会経済が変化しております。ですから、この見地に立つてのきわめて簡単な計算でも、時価八百五十億という計算が出てくるわけでございます。

○西村尚治君 まあ、最終年、カラーテレビを一千万にした場合にどういう数字になるか知りませんが、とにかく資産面の膨張分はたいへんなものですね。そういう面で、昨年の当委員会においても、今後カラーテレビの伸び、これが予期以上の増があった場合には受信料の通減について検討されたいというあれもついたりしてゐるわけですが、けれども、そういう見込みについてはどういふふうにお考えになつていますか。

○参考人(前田義徳君) これははなはだそういう意味では、はつきりしたことを申し上げることは不可能かと考へますが、私もとしては、とにかく四百六十五円というものは百五十円の差額だけが問題になるわけですね。一方、先ほど申し上げたように、単設ラジオを無料とし白黒を下げたおりますから、その百五十円の一万倍ということが実はそういう新しい需要との関連で出てくる金額でございませんで、したがらば、私としてはこの際、将来値下げが可能であるとか、あるいは値上げをしなければならぬとかいうことはちよつと申し上げられないのでありますが、しかし、私どもの決心としては、いかなる場合においてもこの五カ年構想の期間中は料金制度を修正しないという考へ方を持っておるわけでございませんで。

○西村尚治君 先ほどお話のありました難視聴地域の問題、これを重点施策として取り組んでおられるようであります、今度四十四年度新しい共同聴視施設を開発した、これを各地につくっていくのだというお話のようですが、四十四年度何か所ぐらい計画なさつて所要資金どれくらいを組んでいらつしやいますか。

○参考人(佐野弘吉君) 四十四年度の予算案におきまして、地方におきます難視聴を六百施設という計算をいたしております、一施設に大かた五十世帯の加入を見る。これによりまして共同聴視施設によります受信は四十四年度、地方におきましては三万世帯、こう考へております。所要資金は、これに對しまして六億円計上をいたしております。以上が、地方におきます新しい施策として、共同聴視をNHKの側が積極的に負担をして開設をするという方針でございませんで、これに関連をいたしまして、既往の、三分の一

で助成をしまひつておりますもので老朽化しておりますものをそのまま放置をいたしますと、この新しい政策と均衡を失うというふうにも考へまして、既助成のもので改修を要するものを大体四十四年度におきまして二百施設見てあげたい、これは一万世帯になります。これに使ひます予算を一億円というふうに考へております。地方における共同聴視施設の新しい方針は、以上のような内容でございませんで。

○西村尚治君 これはNHKが全額を負担なさるのです。

○参考人(佐野弘吉君) ただいままでの構想によりますれば、大体一施設二万五千円ぐらいかかると思ひます。このうちアンテナあるいは増幅器等のいわゆる受信部分、これに幹線を見まして大かたこれの所要の経費が二万円というふうな計上をいたしまして、これを利用いたします、その共聴施設に加入をいたします世帯が大体五千円ほど持つていただく。したがらば、いわば共同設置というふうな形になりましようか。この五千円の内容につきましまして、もう一つ、原則的には大電力地区における民放の部分のアンテナ、アンブあるいは幹線から自分の家に引き込む引き込み線、これらに大体五千円が該当する。したがらば、NHKを利用される加入者と共同でつくりまして、金額的にはNHKの側が主たる設置者というふうな地位を占めると、こういう構想でまいりたいと思ひ考へておるところでございませんで。

○西村尚治君 NHKのほうの努力でテレビのカバレッジが年々ふえて、今度は九六・四％になる見込みでした。たしかカバレッジが九六・四％になる見込みだと。そうするとあと三・六％ですけれども、これは世帯数にすると、まだ何十万世帯という数字になるのでございませんで。

○参考人(佐野弘吉君) ただいま御指摘のカバレッジの数字でございませんで、残る三・五％ないし六％という地域に在住をいたしております要するに難視聴世帯は、今日まだ大方百万残つております。この百万のうち三十万が今後の置局計画

によって救済し得るもので、残る三十五万ぐらいが、ただいままで触れなかった共聴施設に該当した地域でございまして、いわば難視地域の中にある共聴がそのぐらいの数字でございまして、もう一つは、率直に申しますと、全く山間僻地に散在をいたしておりまして、現在では一応救済困難と思われる世帯もほぼ同数三十万ぐらいあるというふうに聞いております。

○西村尚治君 今後救済できる世帯数が三十万、これはまあ四十五年、四十六年と年次計画をおおしく立ててその救済をしようという御計画だろーと思ひますが、それと同時に、先ほどお話のありました共聴施設を設けておるところがありまして、あれはたしかNHKのブルーレポートによりまして六千カ所でしたか余りあるとか。数字が違つたらあとで御訂正願ひたいと思ひますけれども、そういうのが今度更政期にあたつて、われわれもNHKのほうのまるがかえになつたということでも申し出れば、これは拒否するわけにいきませんね。そうすると、そういうのを全部こちらでつくるとなると、所要経費どのぐらい要るものですか、それはどういふふうに見込んでいらつしやいますか。

○参考人(佐野弘吉君) 既設のものは、ただいまお触れになりました数字では、四十三年の年度末までにNHKが三分の一助成した対象数が六千七百カ所でございます。この六千七百カ所のうち三千カ所——三十万強が、実は良視地域にあります施設でありまして、その後U局の開設ができておりますので、ほんとうは共聴施設を解消してもらつてけつこうなところのものが相当数あるわけでございます。ただ番組をいろいろ見たいというので、NHKだけしか出ておりませんところでは、民放も出てまいりますれば共聴施設は要らないのです。NHKだけのU局の開局で、民放が出てこない関係でそのまま共聴施設を持つておるといふのが三十万世帯、三千カ所、半分ぐらいあるわけです。残る、実際NHKが置局をするか、あるいは

置局もできないところと共聴施設を改善してやらなければならぬというのが、それぞれ置局で救済するものが十萬、あるいは既助成を改善するという形で二十萬以上、この三十萬が難視地域にありまして、今後の計画でそのうち十萬世帯は置局で救われていく、二十萬世帯に該当するものを共聴の改修で救つていく、こういう大ざっぱな見通しになるわけでございます。この二十萬を救うために協会がとりあえず四十四年には先ほど触れましたように、二百施設を見るわけでございますが、四十七年までに千三百の共聴施設を見まして、これによって二十萬のうちの十三萬の世帯が救える、こう見込んでおります。ただ、ただいま御指摘のように、こういう措置をとりますれば、実際に老朽化して、われもわれもというような一部声が出まして、四十七年度まで千三百の施設を見ていくという目下の見込みが、今後の推移によつて、ゆり動かされていくという要素はなかりはないというふうにも思われます。

○西村尚治君 いまお話のような線で救済していくとすると、この共聴、新しいこの共同聴視施設、これの所要見込み額、本年度はトータルで七億です、四十四年度は七億ですが、今後金額でいいますと、どの程度ふえる見込みを立てていらつしやいますか。

○参考人(佐野弘吉君) 正確に申しますと、新しい、ほぼ全面的に協会が負担しようというのは六億円でございまして。既助成のほうが一億円で合せて七億円でありますが、新しいほうだけで六億円でございまして、これは先ほど触れましたように、本年度六百施設を見よう、四十七年度までに二千二百施設を取り扱つて十萬五千の世帯をこれによつて改善をしたい、この四十四年、四十五年、四十六年、四十七年と四年間で所要経費二十一億円と見込んでおります。

○西村尚治君 これはどういふことになるのですか。NHKがまるまる出してつくるわけですね。あと引込み線などは聴視者が出すわけですね。でも、この施設自体としてはNHKですか、NHK

のものを無償貸与することになるのですか、どういふ形になるのですか。

○参考人(佐野弘吉君) 貸与と申しますより、先ほど私も一部触れましたように、二萬五千円のうち、二万円を協会が負担して五千円を先ほど触れたような、分担形式という形で、施設に加入される世帯にもお持ち願ひという形で、財産的には共同設置の形になろうと思ひます。また同時に、したがひまして、協会といたしましては、これの保守管理ということにも責任を引き続いて持つてまいりたいと思ひますので、必ずしも貸与という形はとらないというふうに考えております。

○西村尚治君 これは、このサテライトとは違つて民放も、NHKのほうでこの施設をつくるならば便乗して——便乗してということばが適切であるかどうかはわかりませんが、便乗して、それを通じて聴視者は民放も聴視できるわけですね。

○参考人(佐野弘吉君) そのとおりでございます。先ほど私の中で触れましたように、UHFによる置局というものがNHKだけの場合、要するに民放が一緒に出てまいらないというような際には、それまであった共聴施設はあえて解消しないで、そのまま存続していく。なぜならば、この共聴施設によつて民放も見得るというやうなことで、必ずしもNHKの置局がその効率を發揮しない、言ひようによりましては、置局のためにも経費を出す、あるいはそれ以前において共聴にも助成金を出しているというやうな二重のな出資、金が出るというやうなことが事実上いままで相当数あるわけでございます。したがひまして、これらのことを勘案して、共聴としてそのまま存続せしめて置局は行なわないほうがいいというところも、今後の新しい政策を、この新しい施策をとる場合には、そういう意味では、置局と共聴施設の相関性を非常に大事に考へて、置局か共聴かという選別を厳重にしながらしてまいりたい。そのほうが全経營的には効率がいいというふうに思想的に変わつてきた面が一部ございまして、したが

て、この共聴では、聴視者のフイリグがやつぱり番組の多様性を期待するということでは、新しくつくりましますこの共聴でも、先ほど触れましたように、民放部分のアンテナ、それから受信部分としての増幅器は、その意味では利用者が一部負担しますが、あとの大事な幹線というものは、NHKの部分も民間の部分も一緒にその幹線を利用してきつという形で、民放を聴視することに大いに寄与できるというやうに考えております。それが協会が二万円、二萬五千円中の大方の金を負担するという一つの考え方のもとなつておるわけでございます。

○西村尚治君 大体わかりました。私、一施設の建設単価がもつと高い高いようにちよつとそれから聞いたものですから。ところが、佐野さんのお話ですと、大体二萬五千円と二万円、四萬五千円で一施設ができるということですね。

○参考人(佐野弘吉君) お答えいたします。これまで協会が、三十五年以降今日まで、三分の一ではございましてが助成いたしてまいりました地方の共聴施設の平均値を見ますと、一施設に五十世帯が入る場合も百世帯が入る場合もございまして、いずれにいたしましても一世帯平均二萬五千円と見て差しつかえない。そのうちの三分の一の八千円ないし九千円、これが協会がいままで助成してきた金額でございます。

○西村尚治君 それならなおさらわかりました。が、私は、NHKが大体今後何年間、たいへんなもう大々的な建設工事を進められなきやいかぬ、事業費のほうもかさばる一方だとなりますと、収支のバランスが非常に窮屈になるだらう。そういった点から考へますと、この難視聴地域、これに対しては非常に積極的な意欲、姿勢をとつていくことには深く敬意を表しますけれども、実はこの建設単価がもつと高いようによそから漏れ聞いたものですから、もしそうだとすれば、これをまらるがえにするのはちよつと行き過ぎではなからうかという疑念を持つたんですが、氷解しましたから、もうこれでけつこうです。

話題を変えますが、これは会長でしたか、大臣でしたか、NHKが今度、代々木の総合センターですか、あそこ大きな会館をつくって、その上に六百メートルのテレビアンテナをつくらうという構想が発表されたはずですね。これは時期、あるいはさらに具体的な案、こういったようなものがあるにあらうし、お漏らし願いたい。

○参考人(前田義徳君) これは、先ほど来の御質問とも関連するわけですが、現状では代々木に放送センターがございまして、その敷地は二万五千坪、したがって、あの敷地を取得した最初の時期には実はそういったものを考えておりました。しかし、その後の社会情勢、あるいは経済情勢との関連で、現在は第二期工事を去年の十月に完成いたしました。したがって、東京では二分されているわけですが、田村町の本館と代々木の放送センター、これは先ほど来の第三回木の五カ年構想の将来を考えたとしても、これはやはり集中経営に転換すべきであるという考え方を、当初に戻った構想を立てるべきであるという考え方を保持しているわけがございまして、その私どもの建物の構想としては、最初に、そういう構想を持っておりまして、あの基礎工事そのものは現在の代々木の放送センターの上に、簡単に申しまして約二十四層の事務室部分をつくるだけの耐震性を持ってあります。したがって、それとの関連において将来のUHF、あるいは新しい波の開発、あるいは東京都の今後の都市構造というものも考えるときに、われわれとしては、一応概念として六百メートル程度の鉄塔が必要ではないかというところを考えたわけがございまして、この鉄塔そのものについての考え方は、現在私どもは一応東京タワーを使用しておりますが、この東京タワーに乗せ得る波の数というのはほぼ限界に達しつつあります。したがって、先ほど御質問をいたした東京のUHFは、現在紀尾井町にあるNHKのタワーから送信する予定でおります。この紀尾井町のタワーは現在FM放送にも使用しておりますが、このタワーを使用して東京でUHF局を始

めるとすれば、計算的に大体十キロ内外というのがマキシマムの効率になります。大阪は御承知のように生駒山を利用いたしますので、生駒山の場合は最初から五十キロを考えております。そういう観点からいたしましたとしても、近代化の中に含まれた新しい問題として私どもとしては、その現在あの放送センターは全体の高さが八層、その上に二十四層、したがって三十二層になるわけでありまして、それを利用しながらタワー部分を構築したい、このように考えているわけがございまして。

○西村尚治君 そういう大きなまのところにさらに二十四層を建てる、さらに六百メートルのテレビ塔を建てるということになりますと、これはまた資金的にもたいへんなことですが、これは五カ年計画か、長期構想の中の受信料収入でまかなえるのか。それとも現在二分されているという現在の内幸町の建物、あれを処分することによってこれは肩がわりできるのか、その辺はどうなんですか。

○参考人(前田義徳君) 財源的には、私どもとしてはできれば聴視料には影響を及ぼさない方法をとりたいと考えております。その第一は、転換するわけでありまして、田村町全体が不用になる。それからその前に昨年十月一応いまの形で放送センターが完成したことによって、霞ヶ関の部分も私どもとしてはやはり財源の目標の一つになっております。それからさらにこれは額としては小さいかと思いますが、ただいまの鉄塔のあつておおよそ財源が、もしまあ買手が無い場合には、一つの新しい問題点をあつてくれるかもしれませうが、大体まかなえる、そういう方針で考えておるわけがございまして。

○西村尚治君 この日本一高いというか、あるいは世界一高いと言いますが、六百メートルのこれができる、NHKだけでなくて、もちろん民放各社の分もお乗せになる意向だと思えますが、そのほうが聴視者の便宜という点から考えますと必要だと思ふのですけれども、その辺はどうなん

ですか。

○参考人(前田義徳君) 私としては、民放さんにも利用したいというところに対しては、これを開放したいという考え方を保持しております。

○西村尚治君 それから、話が変わりますけれども、この二月の十日だそうだけれども、アメリカで軍用衛星タコサットというのを二月十日とかに打ち上げた。この間朝日新聞にちよつと出ておりましたが、これは非常に強力な電波を放射する能力があつて、地上に三十センチぐらいのパラボラをなにしておけば、各家庭でも受信できるとかできないとか、できそうだったという記事が朝日新聞に載つておりました。これは放送衛星の開発につながるものではないかという感じがあつたように記憶するんですが、他方NHKのほうでも、先ほど最初に会長のお話にもあつたけれども、放送衛星の研究をしていらつしやる。しかし、こちらのほうであつたというところ、おそろしく四、五年内というのとはなかなかわずかしいと思ひますが、いずれにしても、こういう問題、そう遠い先のことはなさそうに気がし出してたわけですね。そうなりまして場合に、いまこうして長期構想を立てて営々として地上設備を整備強化なさつて、聴視者のために、これはこれで非常な大事なことですが、この放送衛星が実用化された際においては、こうした現在の放送設備、現在の体系、こういうものとの調整といふものをどういうふうにお考えになつておられるか。これは中継放送ですば問題ないと思ひますが、けれども、いつか会長がお話になつた直接受信できるような放送というふうなことになるようにうと、これは大問題じゃないかというふうな気がするんですけれども、その辺をこれはどういうふうな今後持つていこうというのか、対処していかうとなさつておられますか、その辺の御意向をちよつとお伺ひしたい。

○参考人(前田義徳君) 私は、その報道による軍事衛星の質、能力等は詳細に存じておりません。この点については、野村技師長から後ほど説明さ

せたいと思ひますが、私の全般的な考え方としては、この宇宙開発の進捗によりまして、いろいろな資料を中心とする運営の能力が一変しつつあると考えております。したがって、そういう意味で、先ほど申し上げた放送センターの最終段階においても、たとえば鉄塔等につきましても、従来の資料以外のものがあり得ると承知して、これからありまして、したがって、私どもは、われわれが可能な限度においてそういう新しい技術の開発に今後数年間即応できるものをつくり上げたといふ、このように考えている次第であります。

いまの軍事衛星そのものについては野村技師長から説明させたいと思ひます。

○参考人(野村達治君) ただいまお尋ねございましたアメリカの軍事衛星につきまして、私どもも実は詳しいことはわかりませんが、これはかなり大きなものでございまして、且方にいたしますと、約七百五十キロあるのは八百キロぐらいの目方のものでございまして、これによりまして、実は、軍用通信そのものは必ずしもテレビジョンそのものを扱つておりませんで、電信でありますとかあるいは電話といったようなものが実際の部隊の先に出ております兵隊から直接やれるというふうなことでございまして、もちろんアンテナも寸法にいたしまして、三十センチなり五十センチの直径のものでできるといったような段階になつております。

一方、アポロ衛星計画のあとの問題といたしまして、アメリカ自身が、アメリカの航空宇宙局がいわゆるATS衛星というものを逐次やつておりますが、あの中にもありますFアンドGという形のもの、が計画されておりました。これはかなり目的の、集團受信といったような直接放送にや近いところになつておりますので、これもやはり目方にいたしますと、七百キログラムないし九百キログラムのものでもございまして、これなどは国際連合のユネスコがインドを対象にいたしましたインドに対する衛星によりまして放送計画、その一環といた

しまして、インドにおきましてこれを実験しようというところで、一九七二年代になりますと、こういったものが実現してくる、しかも、この場合でございまして、受信アンテナをしますと、三メートルないし四メートルのものを用地しまして、空からは非常に強い電波が降ってくるというたようなぐあいになっておる状況でございします。もちろんこれに使用します波長にいたしまして、現在のUHF帯の上部を使うというたようなことも考えられております。あるいはこれからさらに一九七一年の新しい衛星のための周波数の割り当て計画というものに對しては、このUHF帯を使う問題あるいはマイクロウェーブ帯の高いものを使う計画といったようなものがあるから提案されております。これは地上でも使われ、宇宙でも使われるというたような意味合いで、両者の相当コンパティブルのものでなければならぬということになりまして、地上では非常にこまかい地域に對するサービスもできる。空からはかなり広い地域に對するサービスができるというたようなことで、両者が相まって世界的な情報サービスというたようなことができることになろうかと存じております。

○西村尚治君 この選挙関係ですけれども、四十三年、昨年の参議員の通常選挙に立ち会い演説会の中継放送なさいました。あれの反響は、どうだったのでしょうか。

○参考人(川上行蔵君) NHKは、一道三十一県——東京、大阪の大電力区域以外の各府県においてこれを実施いたしました。それで初めての試みでいろいろ問題もございしますが、しかし、茶の間の中に選挙演説会が入っていったという形においては、かなりの効果を収めた、このように考えております。

○西村尚治君 これは、今後衆参両院の選挙のときには、ずっとお続けになる御意向でしょうか、大いにやっつけたいという気がしますけれども。

○参考人(川上行蔵君) いま申し上げましたように、できるだけその方向で進んでいきたいというように考えております。

○西村尚治君 地域的には広域放送圏内が非常に技術的にむずかしいというのを聞きまして、けれども、そういった点に問題があるとは思いますが、もし、そういうことのために不公平だ、あるいはやめたほうがいいということになるかならないかわかりませんが、そういったときにも少なくとも政見放送、現在ラジオでやっているものをテレビに切りかえてやるというたようなことは、これは自治省の問題になるかも知れませんが、これはぜひやっつけたいというたような気がするのですが、この点どうでしょうか、政見放送。

○参考人(川上行蔵君) 昨年の七月に実施いたしました放送のしかたは、テレビの影響というところが、非常にわれわれとして悪影響しないというたという配慮から、これにたまたま公職選挙法に基づく政見放送というたことではなくて、NHKあるいは商業放送のほうでも実施なさいましたが、報道機関としての自主的な立場において実施をするという形をとっておりまして、そのために各候補者の方々と契約をするような形になりまして、たとえば刑法罰則に触れるようなことは、しゃべっていただかないとか、あるいは広告にわたるようなことはお話しただかない、あるいは他人の候補者を極端に誹謗することは放送していただかないというたような、そういういろいろなことをお約束し、そして、もしそれに反する場合においては、あるいは放送を取りやめるといふようなこともあり得るという御了承の上で、各候補者の了承をとって実況放送をいたしました。そういう形で実施をいたしました。いまお話しのようにラジオの政見放送ですと、公職選挙法によりまして、そこでは一切のことを何をしゃべってもいいということになります。そうなりまして、場合において、われわれとして、今日二千万の世帯のうちにテレビがこれだけの影響力をもっている。そういうふうな何でもしやべってもいいのかどうかということ

について非常に不安を持っております。そういう点につきましては、まあ今後自治省その他とも十分相談をいたしまして、その点を研究していかなければならない非常に大きな問題である、このように考えております。

○参考人(前田義徳君) 補足させていただきます。と思ひますが、テレビによる選挙放送——公職選挙法による形式の選挙放送をいたしましては、NHKの場合、御承知のとおり大電力下にある十三の県に実は放送局がございせん。したがって、この点がわれわれとしては技術的にも大きな問題に当面しているわけでございします。

○新谷實三郎君 四十四年度のNHKの予算案が提案せられましたので、今日ちようどいい機会です。私は主として今日は教育放送に関する問題について、大臣及び会長の御意見を伺いたいと思ひます。

その前に郵政大臣に伺ひますが、標準放送とかあるのはVHF、UHFのテレビ、その他最近においては、FM放送、いろいろな種類の放送の免許を与えておられますが、これを通じて、免許を通じて、郵政省としては教育に関する放送、教育放送といひ、教育番組といひ、教養番組といひ、通じておられますけれども、それについてどんな条件をつけて免許しておられますか、ちょっと概略方針を伺ひたいのであります。

○国務大臣(河本敏夫君) 放送における教育の問題というのは非常に重大でございまして、この点はあらゆる角度から大きな問題だと思っております。そこで、御承知のように、NHKの第一放送につきましては、教育教養番組三〇%、第二放送につきましては教育番組は七五%、教養番組は一五%、それから十チャンネルにつきましては、教育放送が教育番組五〇%、教養番組が三〇%、十二チャンネルにつきましては科学技術教育が六〇%と教養番組が二〇%、その他の四、六、八につきましては教育、教養も含めまして三〇%のそれぞれ放送をするように義務づけております。

○新谷實三郎君 これはいまお話のは、第一、第二とおっしゃったのは、これはテレビのことですか。

○国務大臣(河本敏夫君) テレビです。

○新谷實三郎君 ラジオのほうはどうですか。

○政府委員(石川忠夫君) ラジオについては、そういう条件を付しておりません。

○新谷實三郎君 それから郵政大臣にもう一つ伺っておきたいのは、最近UHF帯の移行問題等が起っております。この問題について、いづれ具体的には他の機会に伺うことにはいたしますが、UHF帯で免許を与えられる場合に、教育放送のために全国的に一チャンネル分ネットになるかどうか知りませんが、そういうふうな電波を留保しておられるというたことをお述べになっておりますが、それは事実ですか。

○国務大臣(河本敏夫君) そのとおりでございします。

○新谷實三郎君 私ども、大臣が冒頭に言われましたように、世界各国の放送事業に對する国民あるいは政府の考え方というものは非常に教育をもっと重大視しななければいかんという方向に傾いてきておると思ひます。あとでまた申し上げます。いま大臣及び政府委員がお述べになったこのパーセンテージではほんとうにいかどうか、これは多少私もこれから研究しなければならぬ問題だと思ひますけれども、しかし、どうしてもここで申し上げなければならぬことがあるのは、免許に当たって教育番組何%、教育番組何%と言いがら、法制の中でももちろんであります。郵政省の公の見解としても、いまだかつて教育番組といふものは、どういふものか、教養番組といふものはどういふものかという有権的な解釈、定義というものをどこでも与えられておらない。これはそういうことでも動いていくものならば、私はあえてそれを取り立てて言うのじゃないのですが、最近の放送事業の、ことに民放放送事業のあり方を見ておきますと、われわれが常識では考えられないようなものが教養番組になっていく例がた







えを持っております。六年前、通信高等学校の開  
設の際、御審議をいただいた御発言の中でも、  
将来このあとをどうするかという御質問もあつた  
かと思いますが、と記憶しておりますが、私としては、  
当時せめても短期大学の放送による教育を考へて  
おく必要があると思つてゐるということも申し上  
げたかと記憶いたしております。この考へ方は今日  
依然として変わっておりません。教育放送の最終  
形態を完成することは近い将来に私どもとしても  
期待したいと思ひますし、聴視者全体のためにも  
それが必要ではないかという考へ方を持つてゐる  
わけでございます。

○新谷寛三郎君 非常にこの教育放送に対して熱

特殊のテキストが与えられる。そして月に一回とか必要があれば直接に面接をして質問に答えたりしてくれるというようなことで、三年なり五年なりのうちに働きながらある資格を得られるように、その資格取得の条件にするというような教育放送のあり方が最近どの国でも非常に多くなってきたことは事実ですね。私はどれがいいと、どれに固まってくれということはどこで申しません、私は教育専門家ではありませんから。ただ世界各国のいまの教育放送のあり方を見ておりますと、そういう点が最近非常に著しく変わってきておることは事実です。それをNHKのほうで、十年一日のごとく、やはり小学校の一年生に対し

ては、こういったものを教える、二年生はこうだ、それで一週間に二十分、ひといいのになると十五分、多くつても四十分、そのくらいの学校放送をやつてそれで満足しておられることは、私はいまの世界の教育放送のあり方から見て考慮が足りないのじゃないか。もっと教育効果があるような方法をお考え願いたいという気がしてならないのですが、すぐに結論は出ないかもしれない。せんが、十分その点を研究をし、考慮していただきたいと思うわけです。どうですか。

○参考人(前田義徳君) 日本の場合は、教育の土壌が世界の幾つかの国と比べて非常に異なっていると考えます。日本の場合には、いわゆる放送による教育には、直接教育と間接教育とがあるのですが、日本の教育界の土壌と申しますか、これは大體いまだに直接教育を拒否しているという土壌でございます。したがいまして、NHKとしては、その問題を取り上げて、ここ数年間有職者の議論を戦わせていただいておりますのですが、いまだにそこまではない。したがって、私どもも現段階におきましては、小学校においても、中学校においても、一応インダイレクト・ティーチングという方式で、一時間なら一時間の教育時間の中で何分間寄与させる方法というものを簡単にいえばとっているわけでございます。しかも、日本では小学校と中学校と高等学校では、今度は先生を中心と

してやはり土壌が未開であると思ひます、はなはだ失礼な言ひ分ですけれども、小学校の場合は全科目・全時間を通じて一人の先生でありますので、したがって、利用の率が非常に高うございす。これに対して、中学校等においてはそれが変化してまいりまして、必ずしも一人の先生が全科目を教えないという点では、利用率が低下しております。さらに高等学校にいきますと、一科目一先生というのが原則になりますから、この視聴覚教育に関心を持たない先生の場合、そういう先生が日本の土壌の中では非常に多いわけで、したがって、その利用効率はさらに低下するというのが実情でございます。それらの意味では、あるいは西ドイツであるとかイタリアであるとか、あるいは今度始められるイギリスであるとかは、いわゆるダイレクト・ティーチングに切りかえる土壌ができて上がつていくわけでございす。アメリカの公共放送も主としてダイレクト・ティーチングという方式をとっているわけでございす。

それから、もう一つの問題は、広く全国に放送して、何年かかっても勤労青少年と申しますが、働しながら資格を取るといふ方法は、実はNHKが現在行なっている高等学校の放送教育でありまして、これは入学すれば、その方々が対象になりますけれども、入学外の一一般聴視者にも、これも非常に利用していただいていると確信いたしております。ただ、入学という形をとることによって、四年間の修学でスクーリングというものを中心に普通の高等学校の卒業生と同じ資格を文部省からいただくことになっております。そういう制度のもとでは、少なくとも一つのスクーリング校を持たなければいけないというのが現在の日本の制度でございまして、地方におきましては、すでにでき上がっているそういう種類の高等学校にスクーリングの御協力をいただいているというのが実情でございす。このような土壌の進化と、それから社会的な視聴覚教育に対する価値観の発展によって、私は、新谷先生のおっしゃるような方向に、この学校放送教育も向かうことを強く期

待しているというのが、私の気持ちでございます。○新谷實三郎君 いまの状態であるいはそうかもしれないですね。しかしこれは、私は、まあ世界的な傾向だと思ふのですけれども、単に勤労青少年だけじゃありませんが、大学自身もつとこのころいう放送を利用したい、また利用すべきだと思う。ほんとうに日本で有数な、いい先生というものはそう実は何人もおるものじゃありません。そういう先生の講義を、まあある系列の大学が一緒にになって、テレビを通じて見たり聞いたりするということになると思いますが、これからだんだんと行なわれてくるようになると思う、またそうなるってほしいと思うのです。また、これは文部省の教育方針にもよることですから、NHKだけにやれやれといつてもこれは無理です。私は、各国の状況を見て来て、それからこれはいまいちおっしゃったけれども、たとえば低学年の小学校あるいは中学校等において、二十分、十五分、このテレビやラジオの放送を、どう活用しているかということになりますと、これはもう逆にいいますと、全部がそうだとはいえませんが、逆にいうと、かつて先生、教師が教壇で教えるのに比べて、これは今の国なんかではそういう現象が非常に著しくあらわれておるようです。私は、日本でも全部そうだとは思ひませんが、そういう意味でさき申し上げたほんとの教育効果をあげておられるかどうか、あな方は、提供するほうはそういうことをねらつてやっているのだといわれるかもしれません、ほんとうに小学校、中学校の末端で、教育効果があがっているかどうかということをお十分お調べになつていただきたい。私はそういうことについて、非常に疑問を持つもので、それから、世界各國の動向に従つて日本も、日本の教育放送というふうなものもさき申し上げたような方向に向かつて必ず進んでいくだろうし、いま進みつつあるのじゃないかと思ふのですから、NHKが長い間苦勞してこられたその功績に対して、これを悪口を言うのじゃありません、ありませんが、今後のことを考える

と、早くそういったところに目をつけて教育放送の転換をはかつていかれるのが一番國民の要望にこたえるゆえんじやないかというふうに考えるものですから、さつきアドバースと申しましたが、どっちが間違っているか、よく研究をしてもらいたいと思ひます。

時間がありませんので、一部はしよつて、あとを申し上げますが、いただいた資料見まして、あなたのほうのFM放送、超短波放送、これはいま現在、四十四年の三月と書かれてありますから、これは本格的に放送される場合には、少し変わつてくるのじゃないかと思ひますけれども、非常に音楽放送が九〇何%とありましたね、これは四十四年度においてはどうかということになるのですか。

○参考人(前田義徳君) 詳細は放送総局長から御説明申し上げますが、ことしの三月一日に本免許をいただきました、そして実験化時代、実用化試験時代は終わったわけでございます。したがって、本放送になったのですが、一応八時間のステレオ放送を行なうためには、やはりステレオ放送に関する限りは、音楽が中心になるといふ意味で、音楽放送、あるいはFMの性格と合つた、しかもステレオの放送という意味で、比較的に音楽が多くなつていふことを考えます。

○新谷實三郎君 郵政大臣、いまステレオ放送五〇%ですか、八〇%、八時間。

○参考人(前田義徳君) 一日の放送時間のうち八時間でございます。

○新谷實三郎君 一日八時間というのは、これはFMの免許条件にしておられるのですか、そういうステレオ放送を八時間やれということ。

○政府委員(石川忠夫君) 実際にはステレオ五〇%以上ということが条件になっております。

○新谷實三郎君 非常にむづかしい問題になりそうですね。なるほどFMはステレオ放送に、音質からいっても適するということ、これはもうよくわかつておりますけれども、そういう条件をおつけになって、郵政省は一体何を期待されるのですか、音楽放送とやらということ。

すか。全体としてNHKに関する限りは、テレビジョンでも第一、第二があり、ラジオのほうでも第一、第二があり、FMというのですから、全体を通じてそのバランスを得るようになつていふことなのですか。FMでステレオを八時間以上とか五〇%以上とかいうように条件をつけられると、勢い音楽放送が非常に多くなつてくる、音楽放送は私は悪いとは思ひませんが、悪いとは思ひませんが、音楽放送が日本の放送全体を通じて非常に多い、日本の放送、NHK、民放を通じて音楽に國民は飢えていふ、だからこういう条件をつけたということになるのか、その音楽放送は、私はまあ全体を通じて、少ないとは思ひませんが、全体を通じて、それをさらにさういふ条件でおやりになるのはどういふ意図なんですか。郵政大臣じゃなくってけつこうですが、政府委員でもいいですから意図をこゝで説明して下さい。

○政府委員(石川忠夫君) いま先生がお話のとおり、FMの特質を生かしたステレオ放送に使えると、第一放送第二放送でも従来の二重放送でやったこともございすけれども、FM放送になればこのステレオに使えるという特色を生かした放送を大いにやつていただきたいということ、したがって、第一放送第二放送にももちろん音楽放送は入っておりますけれども、できるだけそのほうで、今後音楽放送をやる場合には、FM放送のほうでやつていただきたいということになれば、三つの放送系統のうち三に対して〇・五と、量的に申し上げますとそれくらいは放送番組をステレオに充ててもいいんじゃないかと、こういう考え方でございます。

○新谷實三郎君 そうするとね、NHKについてはほかの番組もありますからね、全体としてバランスをとれば、NHKの放送というのは、これは教育、教養からいっても、あるいは報道からいっても、娯楽からいっても、大体均衡のとれたものだということになるかもしれない。これは、まだあなたのほうもきまらないかもしれない

が、これは大臣に伺いますがね、民放のいままでのその中波の放送、これをF Mに直して県域放送にしよう。つまり入れかえるわけですね、波の種類が違ってくるわけですね。しかし、これはやっぱりF Mになるんですね。そうすると、民放各社に對して免許を与える場合に、N H Kと同じようにステレオ放送五〇％とか八時間という条件をおつけになりますか。

○国務大臣(河本敏夫君) F Mにつきましては、大体N H Kにつきましては四十六都道府県に各一つずつ、民放につきましては、音楽放送を主にしたF Mをこれを原則的に将来は四十六都道府県に一つ、それから中波からの切りかえの分を各一つ、大体こういうふうに考えております。

○新谷實三郎君 先のことですけれども、いまここでおっしゃりにくければ、この程度にしますけれども。私は、いま大臣がお答えになったようなことをお尋ねしているのじゃなくて、各県でいまラジオ放送をやっているのを、それを今後はF Mに切りかえようというお考えでしよう郵政省は。その場合に、各県がいろいろ非常に教育放送に熱心なところあるいはスポーツ放送に熱心なところいろいろありますね。これをステレオ放送五〇％以上という条件をつけて、F M放送に關してはやろうというところではないかと思うのです。そういうことでは、私は非常に困ったことになると思うのです。N H Kだからその五〇％とか八時間といつてね、それはほかの波とバランスをとられれば、これは全体としてはN H Kの放送が調和のとれたものといふことは言えるかもしれませんが、大事な波ですから。それは音楽に相当に重点を置かれるのも、私は反対はしませんけれども、全体として、やはり放送法に書いてあるように教育、教養、娯楽、報道、調和のとれたものにしてもらわないと、F Mで半分は多過ぎる。そういう放送条件をつけて許可していいかということになると、放送法に書いてある精神から言っても、私はこれは考えなきゃならぬ。非常にこれは放送法の精神から逸脱しているんじゃないかということ

を言っているんです。まあ、これは考えてください。これはN H Kの問題として聞いておきます。

○国務大臣(河本敏夫君) N H Kの放送につきましては、三波あるということはすでに御承知のとおりでございます。民放につきましても、先ほど申し上げましたF Mのほかには大電力の中波、将来できるわけでございます、全体として、先ほど御指摘のようなバランスのとれたものにし、こういうことは考えております。それから同時に民放のF Mにおいて教育をどういうふうにかえたいかという問題は、目下検討中でございます。全教育というものを無視してやる、そういうことはございません。

○新谷實三郎君 問題を変えて他の問題についてお尋ねしたいと思います。

N H Kの公式の説明であつたかどうか、ちょっと忘れましたが、昨年ですか、N H K民放がおつくりになった放送番組センターというのがありますね。これに對してN H Kは今度の予算で、国内番組の中で三億四千万はそれに對して協力をしようという方針だということをお聞きしておるんですが、その点はいかがですか。

○参考人(前田義徳君) 私どもの方針としては、おっしゃるとおりでございます。

○新谷實三郎君 この放送番組センターは、これはどういふふうな発展していくか、どういふふうな活用されるかという問題は、今後の問題だと思ふのですが、私は、これについていまここでいろいろ意見を言うことを差し控えますけれども、しかし、不幸にして日本にはあるいはさき申し上げたようなたとえアメリカのフォード財団というふうな、教育放送に對して非常な協力をする力を入れていこうという機運がないですね、非常に残念なことですが。また一般的に言つてもロックフェラーやカーネギーというふうなまあ財団がありませんから、単に放送だけじゃなしに、一般的に非常に公共的な仕事をする場合に、資金で困る面が通例だと思ふ。そこでこの番組センターの問題ですが、これは民放では、まあ率直に

申して教育放送というものについては、これはなかなか取りつきにくいという事情もあると思ひます。しかし、さつきも申し上げたように各国ともアメリカのごとき民営の会社でありまして、そういう教育放送、むしろ教育放送局をどんどんつくって、ネットをつくつておるといふ事情。各国ともそういう方向に向かつておるんですから、それにはいろいろうしろから援助をしてくれるような機関が何とかして育つておるのもいい。私は希望するわけですが、N H Kがそれに対して年間、来年度三億四千万の協力をしようという腹を持っておられるということをお聞きして、一進歩だと私は思ひます。

ただ将来考えますと、この教育放送についての世論がもっと盛り上がつてきて、何とかこれをもつと充実してくれといふ場合には、三億や五億ではどういふ足りないかと思ひます。これは国も考えなければならぬと思ひますが、しかし、これは私のほんの私見にすぎないのですけれども、そういうのがとにかく卵のようなもので、日本の経済もここまですべて発展してきただけで、国全体であらゆる階層にも呼びかけて拡大をしていくというふうなことは、この機会に考えたほうがいいんじゃないか。また可能ではないかというふうには私は思ひます。これについては、N H Kも将来ともこれに對する協力を、この番組センターの伸展と並行しまして、促進してもらふようにしたいと思ひます。それから郵政大臣に特にこれについてお聞きしたいと思ひます。簡単に何百億、何千億というふうなことをなかなか言えませんが、バックアップをするような公的な機関に、はもとと大臣も財界に呼びかけて、少なくとも五百億とか千億ぐらいの大きな財源をつくらせて、そして教育放送をやる場合には、あまり資金面で困らないようにしたほうがいいんじゃないかと私は思ひます。これは夢のような希望かもしれませんが、この際であれば絶対にできな

いことではないと思ひます。この点についての大臣のまとまつたお考えでなくともいいです。から、大臣の感覚をちょっと伺つてこの上にも御努力をお願いいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) 放送番組センターを將來具体的にどうするかということについてはまだ最終の結論は出しておりません。と申しますのは、ようやく最近になりました。N H Kからの三億円の金額がきまり、民放も当然お出しになるでしょうが、そこあたり数字のことについて、放送センターが中心になつて折衝中である、こういうふうにお聞きしております。そういうことが全部大体的に見当がつけば、これからどういふふうな具体的に仕事を進めていくかということについてのおよその見当はつくと思ひます。しかし、お話しのように、教育ということが大切である。特に十年前であれば、学校教育だけをよくすればある程度教育成果が上がつたかもしれないが、現在の時点で放送が学校教育はもちろんのこと、社会教育あるいは国民全体の教養、こういう広範な面で非常に大きな影響力を持つておるといふことを考慮いたしますならば、私は放送をよくするということのために、学校教育と並んで、必要なら金を使つていかなければならぬ、必要なら金を使つていかなければならぬ。あまりにも急速に放送事業というものが発達したといふこともあつて、そこあたりの十分な対策もできておらぬと思ひます。非常に遺憾なことだと思ひます。そこで先ほど、将来はそういう面の仕事をするために相当業界の資金を集めるようにしてやつたらどうか、こういうお話がありました。これは全く賛成でございます。そういう方向に各方面と相談をいたしまして持つていきたいと思ひます。

○新谷實三郎君 ぜひ積極的に御尽力をお願いいたします。私は、大体五時に終わるつもりでございますが、もうちょっと時間をいただいて質問を続けませんが、先般、青島議員からも質問のあつたことで、オール・チャネルの問題です。私は、こ

れについて国民あるいは放送事業者がどういう損害を受けるかというようなこと、これも見方によりましては、考えなければならぬ問題だと思ひますけれども、その解決策の一番大きな問題は、私は、やはり受像機の問題だと思ひます。UHF—つまりオール・チャンネルの受像機を国民が特別な負担をしなくても入手できるように方法はどうかということ、つまり、いま持っている受像機を使おうということであれば、コンバーターをいかにして最小限の費用で入手できるか、また新しくオール・チャンネルの受像機を買う場合、現在のものは、もう大体五年くらいでリプレースしますから、この場合に多少の設計変更はあるでしょうけれども、それはほとんどもう量産しますと、無視してもいいくらいに費用だと思ひますから、それをほとんど考慮しなくてもいいくらいに値段で受像機を国民に提供すること、これが何よりも一番大事じゃないかと思ひます。それは、いろいろな方法がありましようが、これは長くなりますから申しません。

かつてラジオの発達します時代に、私たちアメリカに行きまして、当時日本には並四という大きな受像機しかなかったのですが、アメリカに行つてスーパーにしなさいというので、帰つてからスーパーを広めるようにいろいろ発言をいたしまして、NHKの研究所でスーパーの受像機をやつてもらつた。大体理論的に言つて、三千円くらいでできるということです。買えば一万五千円も二万円もしたものが、そのくらいでできる。それで大蔵省にも話をしまして免税措置を講じた。それで、そのためだけとは言いませんが、スーパーが非常に急速に普及した。私は今度のUHFの関係におきまして、オール・チャンネルの受像機を普及する場合にやはり考えるのは、メーカーに対する主管省の指導と、それから免税措置だと思ひます。これを何にも手をつけないでただ何とかしようということだけでは、これはせんだって青島議員が言われたように、国民に対してこれだいのかと言われても、これは言いわけがきかぬと

思ひます。政府としては、この点について最大の限のこの際努力をされて、オール・チャンネルの受像機なりコンバーターなりの普及に努力をせられる必要があると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 私もVからUへの転換の問題で最大の問題は、この受像機の問題だと思ひます。

そういうこともありますので、一応十年という目標を置きまして、見られる方々の御迷惑にならないように、買いかえられるときにオール・チャンネルのものを買つていただく、そういう形にするために、一応の十年という期間を目安として置いたわけでございます。

幸いにコンバーターのほうは、最近生産も非常に飛躍的に激増いたしまして、値段も相当安くなつております。それからオール・チャンネルの受像機はもう非常な勢いで量産されつつありますから、これもだんだんと値段が下がるのではないかと、こういうふうに思ひますので、一ぺんというたいへんでございしますが、相当時間をかせば、そんなに御迷惑をかけないで受像機は普及すると、こういうふうに考えております。

○新谷三郎君 けつこうですけれども、やはり免税措置をお考えにならないと、なかなか思ひきつたふえ方はしないと思ひます。

免税措置については、われわれ党として、あらゆる協力をしなければならぬと思つておりますが、政府の間でもこの点について、特別にこれからそういうふうな転換していくのですから、政策の犠牲というとかしいですが、政策の犠牲になる人たちに對しては、その負担を軽くするということをお考え願ひたいと思ひます。おしまいに、こういう機会に言うのはどうかと思ひますが、NHKに對しまして、一つ私の希望を申し上げておきます。

それは、御答弁は要りません。要りませんが、私の思つたことをありのままに申し上げまして、御参考にしていただきたいと思ひます。NHKはほとんど聴取者がふえるし、非常に公

共放送としては大事な仕事を担当しておられる。それで、ここでやっぱり一番大事なのは人の問題だと思ひます。これにあずかつておる人の問題だと思ひます。この人の問題は、これは会長が責任を持つておやりになつておることだから、とかく言うのはおかしいかもしれませんが、私の考えを申し上げますと、職員の数も大体一万四、五千になつた。非常にこれは大きくなつたもので、仕事が大きくなり、複雑になるにつれて、人間の数も多くなるし、そうして機構も複雑になつてきているわけです。今日、NHKはおそらく個人個人が三人や五人のりっぱな人がおつたつて、NHKの仕事がうまくいくはずがないと思ひます。やっぱり全体の組織の力で、全体の従業員の諸君が一緒になつて、そして会長なり、理事会なり、そういうところで、経営委員会なりで定められた方針に従つて心を合わせて協力をしていくところに、初めてNHKの仕事が国民の要望に従つて進展が可能だと私は思ひます。ところが、最近のNHKの陣容、人的な陣容を見ておきますと、首脳部の構成ですけれども、これはどうも数から言つてパーセンテージはどうか知りませんが、外部からこられた方が相当多い。私は、これはどんな場合にも、どんな人材があつても、外部から人を入れちゃいかぬなんて言うような鎖國的なことを主張するわけじゃありません。いい人があつたら来ていただくわけですから。しかし、さつき申し上げたように個人個人のすぐれた能力よりも、やっぱり組織体として、全体の力でもって力強く運営していけるということが、これはやっぱり私はこ

こまで発展をしてきたNHKにとつては、非常に大事なことで思ひます。その点から言ひますと、長い間、二十五年もあるいは三十年もNHKの仕事に献身をしてきた、学校を出てから今日までやつてきたという人たちのこの功績というものを買わなければならぬ。おそらくこの一万五千人の中には、十分その能力もあり、経験もあるというようなりっぱな人がたくさんいると思ひます。そういう人たちの事業に対する意欲、事

業に対する熱意というものを失わしめないように持つていかれることが、私は今日NHKの人事については、非常に大事なことでないかという気がするのです。まあ非常に程度の高い、国民全体を対象にしたものだから、そういうわけにはいかないと、これもそういう理屈も立つでしょう、全体を通過してみますと、やはりこの一万何千人という、ほんとうに学校を出てから今日までNHKのために貢献してこられたそういう人たちの功績なり、そういう経験なりというものを最大限に尊重されまして、そうして、NHKがもつとほんとうにしっかりと、NHK全体の仕事のために、全体が協力してやっていくというような形があるいはその内容が望ましいと、考えるのです。が、お気にさわる方があつてもいいかもしれませんが、私の感想をあえてここで申し上げて、答弁は要りません。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言がなければ、本件に對する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散會いたします。  
午後五時四分散會

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。  
一、日本放送協會昭和四十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協會昭和四十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
四三換第三五七号  
昭和四十三年十一月十八日  
内閣総理大臣殿

會計検査院長 山崎 高岡  
日本放送協會昭和四十二年事業年度貸借対照表等の回付について  
日本放送協會昭和四十二年事業年度財産目録、貸

借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一 昭和四十二年財産目録

昭和四十三年三月三十一日現在

| 科 目      | 内 容           |                | 金 額        | 合 計      |
|----------|---------------|----------------|------------|----------|
|          | 摘 要           | 訳              |            |          |
| (資産の部)   |               |                |            |          |
| 流動資産     | 現金            | 小口現金を含む        | 三、四三、〇〇〇   | 八、四六、七六二 |
| 現金預金     | 銀行預金          |                | 三、八四、三六二   | 三、三三、四四六 |
|          | 郵便振替          |                | 八、〇五、五五九   |          |
| 受信料未収金   | 受信料未収金        | 受信料未収金の徴収不能見越額 | 一、〇八一、七一一  | 四、四七、三三二 |
| 有価証券     | 未収受信料欠損引当金    | 受信料未収金の徴収不能見越額 | △ 六五、九〇〇   |          |
| 貯蔵品      | 受信改善業務用品      | 受信障害防止器        | 四、四八、四三二   | 四、四八、七五〇 |
|          | 貯蔵品           | フィルム、放送用品、事務用品 | 二、一六、八四三   | 一、四一、〇七四 |
| 前払費用     | 長期借入金利息       | ほか             | 五、九六、一五三   |          |
| その他の流動資産 | 未収金           | 放送債券償還積立金利息ほか  | 三、七三、四七七   | 一、二七、四六一 |
|          | 差入保証金         | 建物賃借保証金ほか      | △ 〇、八〇、四四〇 |          |
|          | 差入保証有価証券      |                | 〇          |          |
|          | 保管有価証券        | 集金委託保証預り有価証券   | 一、九〇、〇〇〇   |          |
|          | 自動車損害賠償支払準備資産 | 電信電話債券         | 九、七〇、〇〇〇   |          |
| 固定資産     | 仮払金           | 諸立替払金ほか        | 一、二六、六三三   | 九、五七、七四三 |

| 有形固定資産     | 建物         | 構築物      | 機械         | 器具什器       | 土          | 建設仮勘定      | 無形固定資産     | 特          | 放          | 繰             | 前            | 資           | 流           | 未          | 受          | 其          |
|------------|------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---------------|--------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|
|            | 減価償却引当金    | 減価償却引当金  | 減価償却引当金    | 減価償却引当金    | 減価償却引当金    | 減価償却引当金    | 減価償却引当金    | 減価償却引当金    | 減価償却引当金    | 減価償却引当金       | 減価償却引当金      | 減価償却引当金     | 減価償却引当金     | 減価償却引当金    | 減価償却引当金    | 減価償却引当金    |
| 局舎、付属建物ほか  | 同上減価償却引当金  | 空中線施設ほか  | 同上減価償却引当金  | 放送装置ほか     | 同上減価償却引当金  | 楽器、事務用什器ほか | 局舎敷地ほか     | 施設利用権ほか    | 放送債券償還積立金  | 局舎敷地賃借料未経過分ほか | 放送債券発行差金未償却額 | 放送債券利息未払金ほか | 型年度分の受信料収納額 | 部外技術協力費    |            |            |
| 四、六六、二八六   | △ 九、七三、七三六 | 二、三九、七三三 | △ 四、五七、六六八 | △ 三、八六、八四六 | △ 三、八六、八四六 | △ 三、八六、八四六 | △ 三、八六、八四六 | △ 三、八六、八四六 | △ 三、八六、八四六 | △ 三、八六、八四六    | △ 三、八六、八四六   | △ 三、八六、八四六  | △ 三、八六、八四六  | △ 三、八六、八四六 | △ 三、八六、八四六 | △ 三、八六、八四六 |
| 九〇、三三〇、三三〇 | 六、七三、五九四   | 元、〇四、三三三 | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六      | 一、六六、六六六     | 一、六六、六六六    | 一、六六、六六六    | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六   | 一、六六、六六六   |





| 事業支出     |              | 事業支出合計   |
|----------|--------------|----------|
| 給送       | 八、五元、五〇〇、九〇〇 |          |
| 国内放送     | 三、五元、二〇〇、〇〇〇 |          |
| 国際放送     | 七、三三、三三〇     |          |
| 業務費      | 六、三六、二六〇、二五〇 |          |
| 管理費      | 八、六元、五〇〇、五〇〇 |          |
| 調査費      | 一、四四、三三三、三三三 |          |
| 減価償却費    | 一、五八、八八八、一〇五 |          |
| 関連経費     | 三、六六、八八八、一〇五 |          |
| 事業支出合計   | 七、三三、三三〇、六三二 |          |
| 事業収支差金   |              | 事業収支差金合計 |
| 資本支出     | 六、五元、五〇〇、九〇〇 |          |
| 当期剰余金    | 八七、四四、一三三    |          |
| 事業収支差金合計 | 七、三三、三三〇、六三二 |          |

四 昭和四十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和四十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一 概要

昭和四十二年は、三十七年度を起点とする第二次六カ年計画の最終年度としての諸計画を積極的に推進し、テレビジョン・ラジオ両放送の全国的普及と国民の要望するすぐれた放送の実施に努力するとともに、極力受信契約者の増加につとめ財政基礎の安定を図った。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額千六百五億四千七百円に對し、負債総額は三百五十億四千八百五万円、資本の部における資本は五百八十億円、積立金は六十億四千七百七十四万円、当期資産充当金六十五億七千九百七十六万円、当期剰余金八億七千七百四十五万円である。

次に、損益計算書では事業収入七百八十八億百七十六万円に對して事業支出は七百十三億四千四百五十五万円、資本支出充当六十五億七千九百七十六万円に對し引き当り当期剰余金は八億七千七百四十五万円である。

財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

二 財産目録および貸借対照表

(一) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の九百八十四億四千四百三十八万円に比べ八十一億二百六十二万円増加し、千六百五億四千七百七十四万円となり、その内容は次表のとおりである。

| 区分   | 昭和四十一年度末      |         | 昭和四十二年度末      |         | 増減           |
|------|---------------|---------|---------------|---------|--------------|
|      | 金額            | 構成比率(%) | 金額            | 構成比率(%) |              |
| 流動資産 | 九、八五、六〇〇、〇〇〇  | 10.0    | 八、四四、三三〇、〇〇〇  | 七九      | 一、四一、二七〇、〇〇〇 |
| 固定資産 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 八二      | 一、六五〇、〇〇〇、〇〇〇 | 八五      | 六五〇、〇〇〇、〇〇〇  |

| 特定資産 | 八、四四、三三〇、〇〇〇  | 八二    | 七、三三、三三〇、六三二  | 七〇    | 一、一〇、九九九、三六八  |
|------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|
| 繰延勘定 | 二、五八、四四四、〇〇〇  | 〇・三   | 三、三三、三三三、三三三  | 〇・一   | 七五〇、〇〇〇、〇〇〇   |
| 合計   | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 100.0 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 100.0 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |

ア 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の九十八億二千五百六十九万円に比べ十四億一千九百三十二万円減少し、八十四億六百三十七万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区分       | 昭和四十一年度末      | 昭和四十二年度末      | 増減 |
|----------|---------------|---------------|----|
| 現金       | 三、二八、九四二、〇〇〇  | 三、二八、九四二、〇〇〇  | △  |
| 受信料未収金   | 四、九八、七五九、〇〇〇  | 四、九八、七五九、〇〇〇  | △  |
| 有価証券     | 四、九八、七五九、〇〇〇  | 四、九八、七五九、〇〇〇  | △  |
| 貯蔵品      | 三、二八、九四二、〇〇〇  | 三、二八、九四二、〇〇〇  | △  |
| 前払費用     | 一、二七、四三三、〇〇〇  | 一、二七、四三三、〇〇〇  | △  |
| その他の流動資産 | 一、二七、四三三、〇〇〇  | 一、二七、四三三、〇〇〇  | △  |
| 合計       | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | △  |

| 区分   | 昭和四十一年度末      | 昭和四十二年度末      | 増減 |
|------|---------------|---------------|----|
| 現金   | 三、二八、九四二、〇〇〇  | 三、二八、九四二、〇〇〇  | △  |
| 銀行預金 | 三、二八、九四二、〇〇〇  | 三、二八、九四二、〇〇〇  | △  |
| 郵便振替 | 一、二七、四三三、〇〇〇  | 一、二七、四三三、〇〇〇  | △  |
| 合計   | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | △  |

| 区分         | 昭和四十一年度末      | 昭和四十二年度末      | 増減 |
|------------|---------------|---------------|----|
| 受信料未収金     | 四、九八、七五九、〇〇〇  | 四、九八、七五九、〇〇〇  | △  |
| 未収受信料欠損引当金 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | △  |
| 合計         | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | △  |

| 区分     | 昭和四十一年度末      | 昭和四十二年度末      | 増減 |
|--------|---------------|---------------|----|
| 電信電話債券 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | △  |
| 金融債券   | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | △  |
| 国債     | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | △  |
| 合計     | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | △  |

注四 貯蔵品 (単位 千円)

| 区分        | 分 | 金      | 額 | 摘要      |
|-----------|---|--------|---|---------|
| 受信改善業務用物品 |   | 四、四四四  |   | 受信障害防止器 |
| 貯蔵品       |   | 三、六八四  |   |         |
| 放送用品      |   | 一〇、八六四 |   |         |
| 事務用品ほか    |   | 三、〇〇五  |   |         |
| 合計        |   | 一〇、九四四 |   |         |

注五 前払費用 (単位 千円)

| 区分       | 分 | 金     | 額 | 摘要        |
|----------|---|-------|---|-----------|
| 長期借入金利息  |   | 五、六三三 |   |           |
| その他の前払費用 |   | 九、三三三 |   | 外国雑誌購読料ほか |
| 合計       |   | 五、九六六 |   |           |

注六 その他の流動資産 (単位 千円)

| 区分            | 分 | 金      | 額 | 摘要            |
|---------------|---|--------|---|---------------|
| 未収入金          |   | 三三、七五五 |   | 放送債券償還積立金利息ほか |
| 差入保証金         |   | 八〇、八〇〇 |   | 建物賃借保証金ほか     |
| 保管有価証券        |   | 一、二〇〇  |   | 集金委託保証預り有価証券  |
| 自動車損害賠償支払準備資産 |   | 九、七〇〇  |   | 電信電話債券        |
| 仮払金           |   | 一、二五五  |   | 諸立替払金ほか       |
| 合計            |   | 一、二五五  |   |               |

イ 固定資産 (単位 千円)

| 区分     | 分 | 前年度末   | 当年度    | 減年度    | 当年度末   | 減価償却   | 引当金    | 当年度末   |
|--------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有形固定資産 |   | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 |
| 建物     |   | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 |
| 構築物    |   | 九、七〇〇  | 九、七〇〇  | 九、七〇〇  | 九、七〇〇  | 九、七〇〇  | 九、七〇〇  | 九、七〇〇  |
| 機械     |   | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  |
| 器具什器   |   | 一、二五五  | 一、二五五  | 一、二五五  | 一、二五五  | 一、二五五  | 一、二五五  | 一、二五五  |
| 土地     |   | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  | 二、六八四  |
| 建設仮勘定  |   | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  |
| 無形固定資産 |   | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  | 三、六八四  |
| 合計     |   | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 | 三三、七五五 |

注一 当年度増加額のうち、建設計画に基づく増加は、二百十六億一千九百四十六万円であり、これは総合テレビ局の建設、教育テレビ局の建設、放送会館の建設、放送設備の整備および局舎・宿舍の増改築を実施したためである。

注二 当年度末の建設仮勘定は、放送センター、室蘭放送会館等未完成のものである。

ウ 特定資産

放送法第四十二条第三項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

| 区分         | 分 | 昭和四十一年度末 | 増     | 昭和四十二年 | 減     | 年度末   |
|------------|---|----------|-------|--------|-------|-------|
| 放送債券償還積立資産 |   | 八、七五五    | 二、一〇〇 | 三、〇〇〇  | 七、四四五 | 三、〇〇〇 |

エ 繰延勘定

翌年度以降の費用に割当てられるもので、前年度末の一億五千五十八万円に比べ二千七百五万円減少し、一億二千三百五十三万円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

| 区分       | 分 | 昭和四十一年度末 | 昭和四十二年 | 増 | 減     |
|----------|---|----------|--------|---|-------|
| 前払費用     |   | 五、六六二    | 三、七六八  | △ | 三、八九四 |
| 放送債券発行差金 |   | 一〇、六三三   | 八、八八六  | △ | 三、七四七 |
| 合計       |   | 一五、二九五   | 一二、六五四 | △ | 二、七四〇 |

(二) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の三百四十三億三千二百四十八万円に比べ七億五千五百五十七万円増加し、三百五十億四千八百五十五万円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

| 区分   | 分 | 昭和四十一年度末 | 昭和四十二年 | 増     | 減   |
|------|---|----------|--------|-------|-----|
| 流動負債 |   | 三、四四〇    | 四、七四四  | 一、三〇四 |     |
| 固定負債 |   | 三〇、八八七   | 三〇、二五三 | △     | 六三三 |
| 合計   |   | 三四、三二七   | 三五、〇〇〇 | 六七三   |     |

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の三十四億四千四百五十五万円に比べ十三億五千三百八十八万円増加し、四十七億九千四百三十三万円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

| 区分       | 分 | 昭和四十一年度末 | 昭和四十二年 | 増   | 減     |
|----------|---|----------|--------|-----|-------|
| 未払金      |   | 七、二二八    | 一、〇六八  | △   | 六、一六〇 |
| 受信料前受金   |   | 三、七五五    | 三、七五五  |     |       |
| その他の流動負債 |   | 三、三三三    | 二、八六六  | △   | 四六六   |
| 合計       |   | 三、三三三    | 三、六九〇  | 三五六 |       |

注一 未払金

| 区 分                | 金 額       | 摘 要 |
|--------------------|-----------|-----|
| 放 送 債 券 利 息        | 二六、五五四    |     |
| 回 線 専 用 料 ほか 諸 経 費 | 四四六、四六八   |     |
| そ の 他              | 三二〇、〇四二   |     |
| 合 計                | 一、〇一八、〇六四 |     |

(単位 千円)

注二 受信料前受金

| 区 分         | 金 額       | 摘 要         |
|-------------|-----------|-------------|
| 受 信 料 前 受 金 | 三、四二一、五〇二 | 翌年度分の受信料収納額 |

(単位 千円)

注三 その他の流動負債

| 区 分          | 金 額     | 摘 要              |
|--------------|---------|------------------|
| 前 受 取 益      | 一、〇四二   | 部外技術協力費前受金       |
| 領 有 証 金      | 六二、〇八七  | 集金委託保証金ほか        |
| 領 有 証 金      | 一、九五〇   | 集金委託保証有価証券       |
| 自動車損害賠償支払準備金 | 一九、五八〇  | 自動車損害賠償保証法による積立金 |
| 仮 受 金        | 二八〇、一〇二 | 源泉徴収所得税ほか        |
| 合 計          | 三六四、七六一 |                  |

(単位 千円)

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の三百八億九千二百三万円に比べ六億三千八百三十一万円減少し、三百二億五千三百七十二万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分     | 昭和四十一年度末 | 昭和四十二年度末 | 増 減     |
|---------|----------|----------|---------|
| 放 送 債 券 | 二二三、四八九  | 四〇〇、二二一  | 一七六、七三二 |
| 長期借入金   | 五、三〇二    | 六、四二一    | 一、一一八   |
| 退職手当引当金 | 二、一〇〇    | 二、八〇〇    | 七〇〇     |
| 合 計     | 三〇、八九二   | 四七、四四二   | 一六、五五〇  |

注 放送債券および長期借入金

(単位 千円)

| 区 分     | 昭和四十一年度末  | 昭和四十二年年度  | 増 減       |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 放 送 債 券 | 三三、四九、四〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一、六六五、五〇〇 |
| 合 計     | 三三、四九、四〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一、六六五、五〇〇 |

(一) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の六百四十一億千九百九十九万円に比べ七十三億八千七百五十四万円増加し、七百一十四億九千八百九十九万円となり、その内容は次のとおりである。

ア 資本

(前年度末五〇〇億円の、積立金のうちすでに固定資産化したものに相当する額八〇億円を組み入れたものである。)

旧社団法人日本放送協会から承継した純資産  
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額  
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額  
一億六、三三八万円  
三〇億八、八五八万円  
五四七億四、八〇四万円  
六〇億四、一七四万円  
五三億三、六〇六万円  
六億四、七五五万円  
五、八一三万円  
六五億七、九七六万円  
二億三、二六六万円  
一三億七、五〇〇万円  
二億一、五〇〇万円  
一〇億円  
八億七、七四五万円

イ 積立金

放送債券償還積立資産に対応する額  
固定資産充当金  
繰越積立金  
当期資産充当金  
放送債券償還積立金繰入れ  
放送債券償還金  
長期借入金返還金  
固定資産充当金  
当期剰余金  
八億七、七四五万円

ウ 当期剰余金

三 損益計算書  
事業収入七百八十八億七千六百六十六万円に対し、事業支出は七百十三億四千四百五十五万円、資本支出充当六十五億七千九百七十六万円(貸借対照表の当期資産充当金に相当する)であり、差し引き当期剰余金は八億七千七百四十五万円である。

エ 当期剰余金

なお、前年度決算額(事業収入七百五十二億三千三百万円、事業支出六百六十二億一千三百七十八万円に比較すれば、事業収入は三十五億七千七百七十六万円、事業支出五十一億三千七百七十七万円の増加である。

(二) 事業収入

事業収入の増加は、主として甲受信契約者の増加にともなう受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分   | 昭和四十一年度 | 昭和四十二年度 | 増 減     |
|-------|---------|---------|---------|
| 受 信 料 | 七三、七八九  | 三三三、七七七 | 二六〇、四八八 |
| 交 付 金 | 一四八、一二七 | 一四四、六二八 | 三、四九九   |
| 雑 収 入 | 一、二九二   | 一、四四〇   | 一四八、一九七 |
| 合 計   | 七五、一三〇  | 四七八、八〇一 | 四〇三、六七一 |

ア 受信料

有料受信契約者数が当年度内に契約甲において百万増加し、一方、契約乙において十八万減少した結果、前年度の七百三十七億八千九百三十五万円に比べ三十四億二千七百六万円増加し、七百七十二億千六百四十一万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分     | 昭和四十一年度    | 昭和四十二年  | 増 減       |
|---------|------------|---------|-----------|
| 甲 受 信 料 | 七二、九一四、六七〇 | 三七七、四七〇 | 三、四六二、八〇〇 |
| 乙 受 信 料 | 八七四、六八三    | 八三八、九四六 | 三、五七三、七三七 |
| 合 計     | 七三、七八九、三五三 | 二二六、四一六 | 四、〇三六、一三三 |

イ 交付金収入

前年度の一億四千八百十三万円に比べ三百五十万円減少し、一億四千四百六十三万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分         | 昭和四十一年度 | 昭和四十二年  | 増 減   |
|-------------|---------|---------|-------|
| 国際放送関係政府交付金 | 一三九、五三四 | 一四三、九三五 | 四、四〇一 |
| 選挙放送関係交付金   | 八、五九三   | 六九三     | 七、九〇〇 |
| 合 計         | 一四八、一一七 | 一四四、六二八 | 三、四八九 |

ウ 雑収入

前年度の十二億九千二百五十二万円に比べ一億四千八百二十万円増加し、十四億四千七百七十二万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分     | 昭和四十一年度  | 昭和四十二年   | 増 減   |
|---------|----------|----------|-------|
| 受 入 利 息 | 一、〇九、四六六 | 一、七〇、三六八 | 六、七〇〇 |
| 雑 入     | 二〇、〇四三   | 二七、〇六九   | 七、〇二六 |
| 合 計     | 一、二九、五〇九 | 一、九七、四三七 | 六、八二八 |

(二) 事業支出

前記事業収入をもつて、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分       | 昭和四十一年度    | 昭和四十二年     | 増 減       |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 給 送 費 与   | 一六、七六八、四四七 | 一八、五九一、四六一 | 一、八二二、〇一四 |
| 国 内 放 送 費 | 二〇、七五五、四四四 | 三三、五五九、六三三 | 一、八〇四、一八七 |
| 国 際 放 送 費 | 六六、三二二     | 七三、三三一     | 七、〇〇九     |

| 業 務 | 費 用       | 費 用       | 費 用      |
|-----|-----------|-----------|----------|
| 管 理 | 五、七六、二七四  | 六、三八、三六九  | 五、九一五    |
| 調 査 | 七、四二、三六七  | 八、六九、一五二  | 六、七、五二四  |
| 減 価 | 一、四三、八八〇  | 一、四四、四四〇  | 八、九一     |
| 調 査 | 一〇、三三、〇七六 | 一〇、五八、八八二 | 三、七、七三三  |
| 減 価 | 二、七〇、八六五  | 二、六六、四六一  | 一、四四、四四〇 |
| 合 計 | 六、三三、六三三  | 七、一四、五五三  | 五、三〇、七二〇 |

注一 給与

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和四十一年度  | 昭和四十二年   | 増 減      |
|-----|----------|----------|----------|
| 給 料 | 六、三三、〇〇〇 | 六、三三、〇〇〇 | 一、七四、六六六 |
| 労 務 | 四、六、七三七  | 四、〇、八五五  | △ 三、九三三  |
| 合 計 | 六、三三、〇〇〇 | 六、三三、〇〇〇 | 一、七四、六六六 |

注二 国内放送費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和四十一年度   | 昭和四十二年    | 増 減      |
|-----|-----------|-----------|----------|
| 番 組 | 三、七三、七三三  | 三、七三、七三三  | 一、三三、三三三 |
| 技 術 | 三、六八、八〇〇  | 四、四七、〇〇〇  | 八、八八二    |
| 通 信 | 四、三、三三三   | 四、三、三三三   | 六、三三三    |
| 合 計 | 二〇、七三、七三三 | 二〇、七三、七三三 | 一、八八、八八二 |

注三 管理費

(単位 千円)

| 区 分     | 昭和四十一年度  | 昭和四十二年   | 増 減      |
|---------|----------|----------|----------|
| 一 般 管 理 | 九六、八六六   | 一、三〇、〇〇〇 | 三、三三、三三三 |
| 施 設 管 理 | 一、八三、三三三 | 二、〇四、三三三 | 三、九、九六六  |
| 厚 生 保 健 | 三、三三、三三三 | 二、四八、八八二 | 三、七、七三三  |
| 退 職 手 当 | 二、九一、〇〇〇 | 二、九一、〇〇〇 | △ 三、三三三  |
| 合 計     | 七、九一、〇〇〇 | 八、六六、八八二 | 六、七、七三三  |

注四 減価償却費

(単位 千円)

| 区 分         | 取得価額     | 当年度償却額   | 償却額累計    | 現在価額     |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 有 形 固 定 資 産 | 三、七三、七三三 | 一、〇、七三三  | 五、五、五五五  | 五、五、五五五  |
| 機 械 物 資     | 二、三三、三三三 | 一、八、三三三  | 九、七三、三三三 | 三、八、三三三  |
| 器 具 什 器     | 一、三三、三三三 | 一、三三、三三三 | 四、六六、六六六 | 二、六六、六六六 |
| 合 計         | 七、四一、三三三 | 三、二、三三三  | 一、六六、八八二 | 一、六六、八八二 |

|        |          |          |         |         |
|--------|----------|----------|---------|---------|
| 無形固定資産 | 三六、八二    | 二、七七     | 二、七七    | 三七、五九   |
| 合 計    | 三七、六二、三三 | 一〇、五八、八五 | 五、五七、九四 | 六、一四、三九 |

|            |        |         |         |
|------------|--------|---------|---------|
| 放送債券発行差金償却 | 八四、八〇  | 五四、四三   | △ 三〇、五八 |
| 支 払 利 息 等  | 二一五、七五 | 一、三三、〇九 | △ 三三、〇六 |
| 合 計        | 二七〇、六五 | 二、六六、五二 | △ 二四、四一 |

|           |         |        |        |
|-----------|---------|--------|--------|
| 区 分       | 昭和四十一年度 | 昭和四十二年 | 増 減    |
| 未収受信料欠損償却 | 五、三〇〇   | 五、三〇〇  | 一〇、九〇〇 |

四 収入支出の決算の状況  
 当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表  
 (事業収支)  
 収 入 支 出 決 算 表  
 昭和四十二年

| 款    | 項         | 当 初 額       | 予 算 総則に基づく増減額 | 合 計         | 決 算 額       | 予 算 残 額    |
|------|-----------|-------------|---------------|-------------|-------------|------------|
| 事業収入 | 受 信 料     | 六、一〇、七、六、〇〇 | △ 五、四、八、〇〇    | 六、一〇、七、六、〇〇 | 六、一〇、七、六、〇〇 | △ 五、四、八、〇〇 |
| 事業支出 | 交 付 金 収 入 | 七、一〇、七、六、〇〇 | △ 五、四、八、〇〇    | 七、一〇、七、六、〇〇 | 七、一〇、七、六、〇〇 | △ 五、四、八、〇〇 |
|      | 給 内 放 送 費 | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇 |
|      | 国 際 務 送 費 | 六、一〇、七、六、〇〇 | △ 五、四、八、〇〇    | 六、一〇、七、六、〇〇 | 六、一〇、七、六、〇〇 | △ 五、四、八、〇〇 |
|      | 管 理 費     | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇 |
|      | 調 査 費     | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇 |
|      | 減 価 償 却 費 | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇 |
|      | 資 本 収 入 費 | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇 |
|      | 予 備 費     | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | 一、〇〇、〇〇〇    | △ 一、〇〇、〇〇〇 |

| 款    | 項             | 当 初 額     | 予 算 総則に基づく増減額 | 合 計       | 決 算 額     | 予 算 残 額     |
|------|---------------|-----------|---------------|-----------|-----------|-------------|
| 資本収入 | 減 価 償 却 引 当 金 | 三、〇〇、〇〇〇  | △ 三、〇〇、〇〇〇    | 三、〇〇、〇〇〇  | 三、〇〇、〇〇〇  | △ 三、〇〇、〇〇〇  |
|      | 事業収支から受入れ     | 一〇、〇〇、〇〇〇 | △ 一〇、〇〇、〇〇〇   | 一〇、〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇、〇〇〇 | △ 一〇、〇〇、〇〇〇 |
|      | 前期繰越金受入れ      | 六、〇〇、〇〇〇  | △ 六、〇〇、〇〇〇    | 六、〇〇、〇〇〇  | 六、〇〇、〇〇〇  | △ 六、〇〇、〇〇〇  |
|      | 固定資産売却収入      | 一〇、〇〇、〇〇〇 | △ 一〇、〇〇、〇〇〇   | 一〇、〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇、〇〇〇 | △ 一〇、〇〇、〇〇〇 |



[illegible]

|             |               |
|-------------|---------------|
| 前期繰越金       | 四、四三、八三、〇九九円  |
| 当年度取崩額      | 四、四三、一六五、〇〇〇円 |
| 当年度総収支差金発生額 | 八七七、六〇五、〇七七円  |
| 後期繰越金       | 八一、二六一、一七六円   |

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき  
承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和四十四年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和四十四年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和四十四年度収支予算  
予算総則

第一条 昭和四十四年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者

から徴収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約にあつては三百

十五円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約にあつては四百六十五円とする。ただし、十二か月分を前納する者についての当該十二か月分はそれぞれ三千四百六十五円、五千百十五円とし、六か月分を前納する者についての当該六か月分はそれぞれ千七百三十五円、二千五百六十円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各期間において、彼此流用す

ることが出来る。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五條 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第六条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に

比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金返還または設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前期繰越金が、本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第九條 前年度の決算において収支欠損金を生じ

た場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならぬ。

第十条 本予算中、資本収入において予定する放  
送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放  
送債券にかえることができる。

第十一条 國際放送ならびに選舉放送の実施に對する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送ならびに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができ  
る。

第十二条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

| 昭和四十四年度収支予算書 |              |
|--------------|--------------|
| (款) 事業       | 八三、七五〇、三八千円  |
| (項) 受        | 八二、五一八、七二〇千円 |
| (項) 雑        | 一四六、五九七千円    |
| (款) 事業       | 一、〇八五、〇一一千円  |
| (項) 給        | 八三、七五〇、三八千円  |
| (項) 放        | 二三、〇三四、三五四千円 |
| (項) 送        | 二四、九四一、五六九千円 |
| (項) 費        |              |

|               |              |
|---------------|--------------|
| 国際放送費         | 七二四、六〇〇千円    |
| 業務費           | 六、八四九、〇四八千円  |
| 管理費           | 一〇、〇一九、五八九千円 |
| 調査費           | 一、五七六、五三三千円  |
| 減価償却費         | 二、七六〇、〇〇〇千円  |
| 関係費           | 二、四九〇、四三五千円  |
| 資本収支へ繰入れ      | 九五四、二〇〇千円    |
| 予備費           | 四〇〇、〇〇〇千円    |
| (項) 資本収支      | (資本収支)       |
| 減価償却引当金       | 二、五〇〇、〇〇〇千円  |
| 事業収支から受入れ     | 二、七六〇、〇〇〇千円  |
| 前期繰越金受入れ      | 九五四、二〇〇千円    |
| 固定資産売却収入      | 三〇〇、〇〇〇千円    |
| 放送債券償還積立金もどし入 | 八〇、〇〇〇千円     |
| 放送債券償還積立金もどし入 | 三、一九五、八〇〇千円  |
| 長期借入金         | 一、〇〇〇、〇〇〇千円  |
| 長期借入金         | 三、二二〇、〇〇〇千円  |
| 長期借入金         | 二、五〇〇、〇〇〇千円  |
| 長期借入金         | 一、五〇〇、〇〇〇千円  |
| 長期借入金         | 一、七〇四、二〇〇千円  |
| 長期借入金         | 三、一九五、八〇〇千円  |
| 長期借入金         | 一、二〇〇、〇〇〇千円  |

# 昭和四十四年度事業計画

昭和四十四年度における日本放送協会の事業運営については、事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成にとめるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえる。

(一) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるように、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的に建設を行なう。また、ラジオにおいては、第二放送大電力局の整備を進めるほか、超短波放送局の建設を行なう。

(二) テレビジョン、ラジオ放送とも番組内容を

充実刷新するとともに、カラーテレビジョン番組については、順次拡充を図る。また、超短波放送については、本放送の実施に伴いその特性を生かした番組を拡充強化する。

(三) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について積極的に促進する。

(四) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、受信者の開拓にとめるとともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

(四) 国際放送については、諸外国との経済、文

化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。

(六) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(七) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化を積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

二 建設計画  
建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に六十八億四千六百万円、放送設備の充実、改善および演奏所の整備に六十六億七千五百万円、研究設備の整備等に十八億七千九百万円、総額百五十四億円をもって施行する。

(一) テレビジョン放送網計画  
テレビジョン放送の離れ離れ地域の早期解消を図るため、総合、教育両テレビジョン局とも、丹波等百八十局の建設を完成し、百四十局の建設に着手するほか、共同受信施設を設置する。

また、東京、大阪におけるUHFテレビジョン局の建設に着手するほか、放送所の自動化、非常用電源装置の整備等を行なう。これらに要する経費は、五十五億九百万円である。

(二) ラジオ放送網計画  
超短波放送については、新たに県域放送を実施する放送局を含め前橋等四十局の建設を完成し、五十局の建設に着手するほか、松江等の増力を行なう。また、秋田第二放送大電力局の建設に着手するほか、放送所の自動化等を行なう。

これらに要する経費は、十三億三千七百万円である。

(三) 演奏所整備計画  
前年度に引き続き、札幌放送会館の整備を取り進めるほか、前橋等四局の地方局演奏所の整備に着手する。

これらに要する経費は、二億八千七百万円である。

(四) 放送設備整備計画  
放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、カラー放送設備、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。

これらに要する経費は、六十三億八千八百万円である。

(五) 研究設備、一般施設整備計画  
新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行なうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行なう。

これらに要する経費は、十八億七千九百万円である。

三 事業運営計画  
(一) 要員および給与  
要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめるとし、前年度一万五千七百六十人に対し、設備の増加、業務の拡充等により五十人増員し、総員を一万五千八百八十人とする。

これに要する給与は、総額二百三十億三千四百三十五万四千円である。

(二) 国内放送  
ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、一日十八時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、一日十八時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番

組内容の充実強化を図る。また、カラーテレビジョン放送においては、カラー放送に適した番組を対象に順次拡充し、一日十一時間三十分とする。

ローカル放送においては、一日一時間三十分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。

ラジオ放送においては、第一放送は一日十九時間、第二放送は一日十八時間三十分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。

また、超短波放送は、本放送の実施に伴い、一日十八時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・インフォメーション番組等ローカル放送を拡充するとともに、ステレオ放送の拡充等その特性を生かした番組の充実を図る。

このほか、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について放送視聴グループの総合的な育成等により積極的に促進する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、百五十三億四千七百三十七万二千円である。すなわち、番組制作に百三十一億七千六百二十七万七千円、番組の編成企画その他に二十一億七千九百五十五万五千円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の効率化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度四十七億九千九百九十八万三千円に対し、三億五千百七十七万二千円の増額となり、総額五十一億五千百五十五万五千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度四十四億一千三百五十四万八千円に対し、二千九

百四十九万四千円の増額となり、総額四十四億四千三百四十二万二千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度二百四十億一千三百九十二万二千円に対し、八億二千七百六十四万七千円の増額となり、総額二百四十九億四千五百五十六万九千円である。

(イ) 国際放送

国際放送については、一日三十六時間三十分の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成するとともに、国際放送の周知の強化等により放送効果の増大を図り、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度七億二千三百三十三万九千円に対し、千二百二十六万一千円の増額となり、総額七億二千四百六十万円である。

(ロ) 業務関係

業務関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、協会事業の周知の強化およびUHFテレビジョンの普及の促進、電波障害対策、共同受信施設の維持対策等受信の改善を積極的に進め、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度六十五億二千六百五十五万五千円に対し、三億二千二百九十九万三千円の増額となり、総額六十八億四千九百四十八万八千円である。すなわち、広報および受信改善関係に十億二千二百五十一万五千円、契約収納関係に五十八億三千六百五十三万三千円である。

(ハ) 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、設備の増加等により、前年度九十四億六千七百

三十八万三千円に対し、五億五千二百二十万六千円の増額となり、総額百億九百五十八万九千円である。すなわち、一般管理に二十億千八百五十六万五千円、施設の維持管理に二十億三千九百七十八万六千円、職員の厚生保健に二十九億六千六百七十七万七千円、退職手当その他に二十六億三千七百八十二万二千円である。

(ニ) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論調査、番組聴視状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビ

ジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度十五億六千六百五十五万八千円に対し、千二百五十五万五千円の増額となり、総額十五億七千六百五十三万三千円である。

(ホ) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費百二十七億六千万円、放送債券発行償還経費、支払利息、未収受信料欠損償却等の関連経費二十四億九千四百三十五万五千円、資本収支へ繰入れ九億五千四百二十万円および予備費四億円を計上する。

四 受信契約者数

(一) 普通契約

| ア 有料契約者見込数 |            | イ 受信料免除者見込数 |         |
|------------|------------|-------------|---------|
| 区 分        | 昭和四十四年度    | 区 分         | 昭和四十三年度 |
| 年度初頭契約者数   | 一九、四二一、〇〇〇 | 年度初頭免除者数    | 一八四、〇〇〇 |
| 年度内新規契約者数  | 二、二二〇、〇〇〇  | 年度内新規免除者数   | 三六、〇〇〇  |
| 年度内廃止契約者数  | 二、四七〇、〇〇〇  | 年度内廃止免除者数   | 九、〇〇〇   |
| 年度内増加契約者数  | △ 二四〇、〇〇〇  | 年度内増加免除者数   | 二七、〇〇〇  |
|            |            | 増 減         | 増 減     |
|            |            |             | 二六、〇〇〇  |
|            |            |             | 二、〇〇〇   |
|            |            |             | 一、〇〇〇   |
|            |            |             | 〇〇〇     |

| ア 有料契約者見込数 |           | イ 受信料免除者見込数 |         |
|------------|-----------|-------------|---------|
| 区 分        | 昭和四十四年度   | 区 分         | 昭和四十三年度 |
| 年度初頭契約者数   | 一、六〇〇、〇〇〇 | 年度初頭免除者数    | 一五八、〇〇〇 |
| 年度内新規契約者数  | 一、二四〇、〇〇〇 | 年度内新規免除者数   | 三四、〇〇〇  |
| 年度内廃止契約者数  | 一、四〇〇、〇〇〇 | 年度内廃止免除者数   | 八、〇〇〇   |
| 年度内増加契約者数  | △ 四〇〇、〇〇〇 | 年度内増加免除者数   | 二六、〇〇〇  |
|            |           | 増 減         | 増 減     |
|            |           |             | 二六、〇〇〇  |
|            |           |             | 二、〇〇〇   |
|            |           |             | 一、〇〇〇   |
|            |           |             | 〇〇〇     |

(二) カラー契約

| ア 有料契約者見込数 |           | イ 受信料免除者見込数 |         |
|------------|-----------|-------------|---------|
| 区 分        | 昭和四十四年度   | 区 分         | 昭和四十三年度 |
| 年度初頭契約者数   | 一、六〇〇、〇〇〇 | 年度初頭免除者数    | 一五八、〇〇〇 |
| 年度内新規契約者数  | 一、二四〇、〇〇〇 | 年度内新規免除者数   | 三四、〇〇〇  |
| 年度内廃止契約者数  | 一、四〇〇、〇〇〇 | 年度内廃止免除者数   | 八、〇〇〇   |
| 年度内増加契約者数  | △ 四〇〇、〇〇〇 | 年度内増加免除者数   | 二六、〇〇〇  |
|            |           | 増 減         | 増 減     |
|            |           |             | 二六、〇〇〇  |
|            |           |             | 二、〇〇〇   |
|            |           |             | 一、〇〇〇   |
|            |           |             | 〇〇〇     |



同電話及び集団電話」に改め、同条第三項中「共同電話の種類は、」を「共同電話の種類は局交換設備と電話機との間の電話回線に、集団電話の種類は交換設備と電話機との間の電話回線に、それぞれ接続される」に改める。

第二十八条第一項中「若しくは共同電話」を「共同電話若しくは集団電話」に改める。

第二十九条第一項中「その区域内における加入電話」の下に「(集団電話を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第二項中「別に公社が定める額の料金の支払がある」を別に定める費用の負担がある」に改める。

第三十条第一項中「(以下「電話加入区域」と総称する。内における加入電話」の下に「(集団電話を除く。この項において同じ。)」を加え、同条第四項中「加入電話」の下に「(集団電話を除く。)」を、「電話取扱局」の下に「及び集団電話を収容すべき電話取扱局」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「少く」を「少ない」に、「共同電話による通話」を「共同電話若しくは集団電話による通話」に、「共同電話の種類を含む。以下同じ。)」を「又は共同電話の種類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公社は、公社の予算の範囲内においては、次に掲げる場合を除き、集団電話の設置についての加入電話加入申込の全部を承諾しなければならない。

一 同一の集団電話の交換設備により接続される加入電話加入申込に係る集団電話の電話機(第三十六条に規定する附属的なものを除く。)の数が、その集団電話の種類につき、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数に満たないとき(その加入電話加入申込に係る集団

電話を設置するために新たに集団電話の交換設備の設置を要する場合に限る。)

二 加入電話加入申込に係る集団電話の電話機の設置の場所が、その集団電話の種類につき、公社が郵政大臣の認可を受けて定める範囲の地域内にないとき。

第三十二条を次のように改める。

(普通加入区域外の加入電話の特別負担)

第三十二条 公社は、特別加入区域内又は電話加入区域外における加入電話(集団電話を除く。)の設置について加入電話加入申込があつたときは、一加入電話当たりの線路設置費を基準として、普通加入区域外の線路の長さに応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める費用を負担することを条件として、加入電話加入申込を承諾することができる。

第三十三条第一項中「加入電話の種類」の下に「若しくは共同電話の種類」を加え、同条第二項中「少く」を「少ない」に改め、「又は共同電話」の下に「若しくは集団電話」を加え、「その共同電話の電話回線」を「その共同電話若しくは集団電話の電話回線」に、「その共同電話につき加入電話の種類」を「その共同電話又は集団電話につき加入電話の種類又は共同電話の種類」に改め、同条第三項中「加入電話の種類」の下に「又は共同電話の種類」を加える。

第三十五条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三十七条第二項中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十条第二項中「郵政大臣の認可を受けて」を削る。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

| 種        | 類         | 加入電話等の数 |
|----------|-----------|---------|
| 一級度数料金金局 | 八百未満      |         |
| 二級度数料金金局 | 八百以上八千未満  |         |
| 三級度数料金金局 | 八千以上五万未満  |         |
| 四級度数料金金局 | 五万以上四十万未満 |         |
| 五級度数料金金局 | 四十万以上     |         |

2 公社は、定額料金金局について、その定額料金金局に係る加入電話等の数により、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、これを公示しなければならない。

| 種        | 類        | 加入電話等の数 |
|----------|----------|---------|
| 一級定額料金金局 | 二十五未満    |         |
| 二級定額料金金局 | 二十五以上百未満 |         |
| 三級定額料金金局 | 百以上二百未満  |         |
| 四級定額料金金局 | 二百以上四百未満 |         |
| 五級定額料金金局 | 四百以上八百未満 |         |
| 六級定額料金金局 | 八百以上二千未満 |         |
| 七級定額料金金局 | 二千以上     |         |

3 公社は、前二項の規定によりその種類を定めた度数料金金局又は定額料金金局について、その加入電話等の数が他の種類の度数料金金局又は定額料金金局に対応する数になつたときは、その日から一月以内に、その種類を変更し、これを公示しなければならない。

4 前三項の加入電話等の数は、次の各号に掲げる数を合算した数とする。

一 その電話取扱局及びその電話取扱局と同一の電話加入区域にある他の電話取扱局に収容されている加入電話(契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く。)、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話及び第五十四条の三第一項に規定する有線放送電話接続回線の数の合計数

二 その電話取扱局に収容されている加入電話から第四十六条第二号に規定する準市内通話をすることが出来る加入電話を収容している他の電話取扱局に収容されている加入電話(契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く。及び公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話の数の合計数の十分の一)

第三 近郊通話 一の単位料金区域内の電話取扱局(度数料金金局に限る。)に収容されている電話からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域(公社が郵政大臣の認可を受けて定

める基準に該当するものを除く。内の電話取扱局に収容されている電話への通話の接続が自動的に行なわれる場合（通話の相手方たる電話を収容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれる場合を含む。）におけるその接続の方式による通話（準市内通話を除く。）

第五十二条第四項及び第五十四条中「郵政大臣の認可を受けて」を削る。

第五十五条の四第二項中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

第七十五条中「準市内通話の料金」の下に「近郊通話の料金」を加える。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第五号中「又は共同電話」を「共同電話又は集団電話」に改める。

別表第2から第7までを次のように改める。

第2 電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの）

| 料 金 種 別                              | 料 金 額                     |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 一度教料金制による場合                          | 事務用 住宅用                   |
| イ 基本料                                |                           |
| 単独電話及び構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。） |                           |
| 一 一度教料金局                             | 一 加入電話ごとに月額 七〇〇円 五〇〇円     |
| 二 二度教料金局                             | 一 加入電話ごとに月額 八五〇円 六〇〇円     |
| 三 三度教料金局                             | 一 加入電話ごとに月額 一、〇〇〇円 七〇〇円   |
| 四 四度教料金局                             | 一 加入電話ごとに月額 一、一五〇円 八〇〇円   |
| 五 五度教料金局                             | 一 加入電話ごとに月額 一、三〇〇円 九〇〇円   |
| 市内通話一度教料金局                           | 七円                        |
| ロ 一度教料                               |                           |
| 二 定額料金制による場合                         |                           |
| イ 単独電話                               |                           |
| 一 一級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 六五〇円 三九〇円     |
| 二 二級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 七五〇円 四五〇円     |
| 三 三級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 八五〇円 五一〇円     |
| 四 四級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 九五〇円 五七〇円     |
| 五 五級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 一、一五〇円 六九〇円   |
| 六 六級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 一、四五〇円 八七〇円   |
| 七 七級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 一、八〇〇円 一、〇八〇円 |
| ロ 構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）     |                           |
| 一 一級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 一、〇〇〇円 六〇〇円   |
| 二 二級定額料金局                            | 一 加入電話ごとに月額 一、一五〇円 七〇〇円   |

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 三級定額料金局 | 一、三〇〇円 | 八〇〇円   |
| 四級定額料金局 | 一、四五〇円 | 九〇〇円   |
| 五級定額料金局 | 一、七五〇円 | 一、〇五〇円 |
| 六級定額料金局 | 二、二〇〇円 | 一、三〇〇円 |
| 七級定額料金局 | 二、七〇〇円 | 一、六〇〇円 |

備考

一 住宅用とは、加入電話加入者（法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入電話加入者を除く。）がもつばら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

| 料 金 種 別                                                              | 料 金 額      |
|----------------------------------------------------------------------|------------|
| 自動接続通話方式による通話に係るもの                                                   | 七円         |
| 市外通話地域間距離                                                            |            |
| 二〇キロメートルまで                                                           | 六〇秒        |
| 三〇                                                                   | 三八秒        |
| 四〇                                                                   | 三〇秒        |
| 六〇                                                                   | 二二秒        |
| 八〇                                                                   | 一五秒        |
| 一〇〇                                                                  | 一三秒        |
| 一二〇                                                                  | 一〇秒        |
| 一六〇                                                                  | 八秒         |
| 二四〇                                                                  | 六・五秒       |
| 三二〇                                                                  | 五秒         |
| 五〇〇                                                                  | 四秒         |
| 七五〇                                                                  | 三秒         |
| 七五〇キロメートルをこえるもの                                                      | 二・五秒       |
| 二 自動接続通話方式による通話に係るもの（準市内通話、近郊通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものを除く。） |            |
| イ 普通通話料                                                              |            |
| 三分まで                                                                 | 三分をこえる一分まで |
| 三分をこえる一分まで                                                           | 三分をこえる一分まで |

第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話

左記以外のもの



| (一) その加入電話が収容されている電話取扱局の所在する単位料金区域内の電話取扱局に収容されている電話への通話に係るもの                                             |  | 二二円        | 四円  | 九円    | 三円   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------|-----|-------|------|
| (二) その加入電話が収容されている電話取扱局の所在する単位料金区域と隣接する他の単位料金区域(公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものを除く)内の電話取扱局に収容されている電話への通話に係るもの |  | 一五円        | 五円  | 一二円   | 四円   |
| (三) (一)及び(二)に掲げる通話以外の通話に係るもの                                                                             |  | 一五円        | 五円  | 一二円   | 四円   |
| 市外通話地域間距離                                                                                                |  | 二〇キロメートルまで | 五円  | 一二円   | 四円   |
| 一、一〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 三〇円        | 一〇円 | 二七円   | 九円   |
| 二、二〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 四〇円        | 一〇円 | 三三円   | 一一円  |
| 三、三〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 五〇円        | 一〇円 | 三九円   | 一三円  |
| 四、四〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 六〇円        | 一〇円 | 四五円   | 一五円  |
| 五、五〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 七〇円        | 一〇円 | 五一円   | 一八円  |
| 六、六〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 八〇円        | 一〇円 | 五七円   | 二〇円  |
| 七、七〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 九〇円        | 一〇円 | 六三円   | 二二円  |
| 八、八〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 一〇〇円       | 一〇円 | 六九円   | 二五円  |
| 九、九〇キロメートルをこえるもの                                                                                         |  | 一一〇円       | 一〇円 | 七五円   | 二七円  |
| 一〇、一〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一二〇円       | 一〇円 | 八一円   | 三〇円  |
| 一一、一一〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一三〇円       | 一〇円 | 八七円   | 三三円  |
| 一二、一二〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一四〇円       | 一〇円 | 九三円   | 三五円  |
| 一三、一三〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一五〇円       | 一〇円 | 九九円   | 三八円  |
| 一四、一四〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一六〇円       | 一〇円 | 一〇五円  | 四〇円  |
| 一五、一五〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一七〇円       | 一〇円 | 一一一円  | 四四円  |
| 一六、一六〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一八〇円       | 一〇円 | 一二〇円  | 四六円  |
| 一七、一七〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一九〇円       | 一〇円 | 一二六円  | 五一円  |
| 一八、一八〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二〇〇円       | 一〇円 | 一三二円  | 五三円  |
| 一九、一九〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二一〇円       | 一〇円 | 一三八円  | 五五円  |
| 二〇、二〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二二〇円       | 一〇円 | 一四四円  | 五七円  |
| 二一、二一〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二三〇円       | 一〇円 | 一五〇円  | 六〇円  |
| 二二、二二〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二四〇円       | 一〇円 | 一五六円  | 六二円  |
| 二三、二三〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二五〇円       | 一〇円 | 一六二円  | 六四円  |
| 二四、二四〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二六〇円       | 一〇円 | 一六八円  | 六七円  |
| 二五、二五〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二七〇円       | 一〇円 | 一七四円  | 六九円  |
| 二六、二六〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二八〇円       | 一〇円 | 一八〇円  | 七一円  |
| 二七、二七〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 二九〇円       | 一〇円 | 一八六円  | 七三円  |
| 二八、二八〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 三〇〇円       | 一〇円 | 一九二円  | 七五円  |
| 二九、二九〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 三一〇円       | 一〇円 | 一九八円  | 七七円  |
| 三〇、三〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 三二〇円       | 一〇円 | 二〇四円  | 七九円  |
| 三十一、三十一〇キロメートルをこえるもの                                                                                     |  | 三三〇円       | 一〇円 | 二一〇円  | 八二円  |
| 三十二、三二〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 三四〇円       | 一〇円 | 二一六円  | 八四円  |
| 三十三、三三〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 三五〇円       | 一〇円 | 二二二円  | 八六円  |
| 三十四、三三〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 三六〇円       | 一〇円 | 二二八円  | 八八円  |
| 三十五、三六〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 三七〇円       | 一〇円 | 二三四円  | 九〇円  |
| 三十六、三七〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 三八〇円       | 一〇円 | 二十四〇円 | 九二円  |
| 三十七、三八〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 三九〇円       | 一〇円 | 二四六円  | 九四円  |
| 三十八、三九〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四〇〇円       | 一〇円 | 二五二円  | 九六円  |
| 三十九、四〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四一〇円       | 一〇円 | 二五八円  | 九八円  |
| 四十、四一〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 四二〇円       | 一〇円 | 二六四円  | 一〇〇円 |
| 四十一、四二〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四三〇円       | 一〇円 | 二七〇円  | 一〇二円 |
| 四十二、四三〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四四〇円       | 一〇円 | 二七六円  | 一〇四円 |
| 四十三、四四〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四五〇円       | 一〇円 | 二八二円  | 一〇六円 |
| 四十四、四五〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四六〇円       | 一〇円 | 二八八円  | 一〇八円 |
| 四十五、四六〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四七〇円       | 一〇円 | 二九四円  | 一一〇円 |
| 四十六、四七〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四八〇円       | 一〇円 | 三〇〇円  | 一一二円 |
| 四十七、四八〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 四九〇円       | 一〇円 | 三〇六円  | 一一四円 |
| 四十八、四九〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五〇〇円       | 一〇円 | 三一二円  | 一一六円 |
| 四十九、五〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五一〇円       | 一〇円 | 三一八円  | 一一八円 |
| 五十、五〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 五二〇円       | 一〇円 | 三二四円  | 一二〇円 |
| 五十一、五二〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五三〇円       | 一〇円 | 三三〇円  | 一二二円 |
| 五十二、五三〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五四〇円       | 一〇円 | 三三六円  | 一二四円 |
| 五十三、五四〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五五〇円       | 一〇円 | 三四二円  | 一二六円 |
| 五十四、五五〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五六〇円       | 一〇円 | 三四八円  | 一二八円 |
| 五十五、五六〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五七〇円       | 一〇円 | 三五四円  | 一三〇円 |
| 五十六、五七〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五八〇円       | 一〇円 | 三六〇円  | 一三二円 |
| 五十七、五八〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 五九〇円       | 一〇円 | 三六六円  | 一三四円 |
| 五十八、五九〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六〇〇円       | 一〇円 | 三七二円  | 一三六円 |
| 五十九、六〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六一〇円       | 一〇円 | 三七八円  | 一三八円 |
| 六十、六〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 六二〇円       | 一〇円 | 三八四円  | 一四〇円 |
| 六十一、六二〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六三〇円       | 一〇円 | 三九〇円  | 一四二円 |
| 六十二、六三〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六四〇円       | 一〇円 | 三九六円  | 一四四円 |
| 六十三、六四〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六五〇円       | 一〇円 | 四〇二円  | 一四六円 |
| 六十四、六五〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六六〇円       | 一〇円 | 四〇八円  | 一四八円 |
| 六十五、六六〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六七〇円       | 一〇円 | 四一四円  | 一五〇円 |
| 六十六、六七〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六八〇円       | 一〇円 | 四二〇円  | 一五二円 |
| 六十七、六八〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 六九〇円       | 一〇円 | 四二六円  | 一五四円 |
| 六十八、六九〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七〇〇円       | 一〇円 | 四三二円  | 一五六円 |
| 六十九、七〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七一〇円       | 一〇円 | 四三八円  | 一五八円 |
| 七十、七〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 七二〇円       | 一〇円 | 四四四円  | 一六〇円 |
| 七十一、七二〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七三〇円       | 一〇円 | 四五〇円  | 一六二円 |
| 七十二、七三〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七四〇円       | 一〇円 | 四五六円  | 一六四円 |
| 七十三、七四〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七五〇円       | 一〇円 | 四六二円  | 一六六円 |
| 七十四、七五〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七六〇円       | 一〇円 | 四六八円  | 一六八円 |
| 七十五、七六〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七七〇円       | 一〇円 | 四七四円  | 一七〇円 |
| 七十六、七七〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七八〇円       | 一〇円 | 四八〇円  | 一七二円 |
| 七十七、七八〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 七九〇円       | 一〇円 | 四八六円  | 一七四円 |
| 七十八、七九〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八〇〇円       | 一〇円 | 四九二円  | 一七六円 |
| 七十九、八〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八一〇円       | 一〇円 | 四九八円  | 一七八円 |
| 八十、八〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 八二〇円       | 一〇円 | 五〇四円  | 一八〇円 |
| 八十一、八二〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八三〇円       | 一〇円 | 五一〇円  | 一八二円 |
| 八十二、八三〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八四〇円       | 一〇円 | 五一六円  | 一八四円 |
| 八十三、八四〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八五〇円       | 一〇円 | 五二二円  | 一八六円 |
| 八十四、八五〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八六〇円       | 一〇円 | 五二八円  | 一八八円 |
| 八十五、八六〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八七〇円       | 一〇円 | 五三四円  | 一九〇円 |
| 八十六、八七〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八八〇円       | 一〇円 | 五四〇円  | 一九二円 |
| 八十七、八八〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 八九〇円       | 一〇円 | 五四六円  | 一九四円 |
| 八十八、八九〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九〇〇円       | 一〇円 | 五五二円  | 一九六円 |
| 八十九、九〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九一〇円       | 一〇円 | 五五八円  | 一九八円 |
| 九十、九〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 九二〇円       | 一〇円 | 五六四円  | 二〇〇円 |
| 九十一、九二〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九三〇円       | 一〇円 | 五七〇円  | 二〇二円 |
| 九十二、九三〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九四〇円       | 一〇円 | 五七六円  | 二〇四円 |
| 九十三、九四〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九五〇円       | 一〇円 | 五八二円  | 二〇六円 |
| 九十四、九五〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九六〇円       | 一〇円 | 五八八円  | 二〇八円 |
| 九十五、九六〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九七〇円       | 一〇円 | 五九四円  | 二一〇円 |
| 九十六、九七〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九八〇円       | 一〇円 | 六〇〇円  | 二一二円 |
| 九十七、九八〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 九九〇円       | 一〇円 | 六〇六円  | 二一四円 |
| 九十八、九九〇キロメートルをこえるもの                                                                                      |  | 一〇〇〇円      | 一〇円 | 六一二円  | 二一六円 |
| 九十九、一〇〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                     |  | 一〇一〇円      | 一〇円 | 六一八円  | 二一八円 |
| 百、一〇〇〇キロメートルをこえるもの                                                                                       |  | 一〇二〇円      | 一〇円 | 六二四円  | 二二〇円 |
| 至急通話料                                                                                                    |  | 普通通話料の二倍   |     |       |      |
| 特別至急通話料                                                                                                  |  | 普通通話料の三倍   |     |       |      |

| 第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料                                    |                        | 普通通話料と同額                                                                                                                | 普通通話料の三倍      |
|-------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ホ 定時通話料                                                     |                        | 右記の料金額と同額                                                                                                               | 普通通話料の四倍      |
| ヘ 予約通話料(予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。)                             |                        | (月額)右記の料金額と同額                                                                                                           | (月額)普通通話料の九〇倍 |
| 備考                                                          |                        | 一 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。<br>二 公社は、市外通話地域間距離が六〇キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。 |               |
| 第6 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)   |                        |                                                                                                                         |               |
| 料 金 種 別                                                     | 料 金 額                  |                                                                                                                         |               |
| 一 単独電話に係るもの                                                 | 一 加入電話ごとに<br>一 加入電話ごとに | 三〇、〇〇〇円                                                                                                                 |               |
| 二 共同電話に係るもの                                                 | 一 加入電話ごとに              | 二〇、〇〇〇円                                                                                                                 |               |
| イ その電話機(第三十六条に規定する附属的なものを除く。以下同じ。)の数が二個である場合                |                        | 一〇、〇〇〇円                                                                                                                 |               |
| ロ その電話機の数が三個以上である場合                                         |                        | 三〇、〇〇〇円                                                                                                                 |               |
| 三 集団電話に係るもの                                                 | 一 加入電話ごとに              | 三〇、〇〇〇円以内において、<br>集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額                                                                         |               |
| 四 構内交換電話に係るもの(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)                       | 一 加入電話ごとに              | 三〇、〇〇〇円                                                                                                                 |               |
| 第7 公衆電話料(公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話から行なう通話に係るもの) |                        |                                                                                                                         |               |
| 料 金 種 別                                                     | 料 金 額                  |                                                                                                                         |               |
| 一 市内通話料                                                     |                        | 三分まで                                                                                                                    |               |
| イ 公衆電話から行なう通話に係るもの                                          |                        | 一〇円                                                                                                                     |               |
| (一) 公社が指定した公衆電話                                             |                        |                                                                                                                         |               |









請願者 北海道深川市深川町深川西簡易郵便局内 佐藤房子外十五名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第九八四号 昭和四十四年二月二十四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十通)

請願者 北海道虻田郡虻田町入江簡易郵便局内 石原敏子外九名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第九八五号 昭和四十四年二月二十四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 愛媛県南宇和郡城辺町岩水岩水簡易郵便局内 梶原保外二名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第九八六号 昭和四十四年二月二十四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十六通)

請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城簡易郵便局内 及川孝平外三十五名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第九八八号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 秋田県仙北郡太田村国見簡易郵便局内 原岡猛

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第九八九号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十八通)

請願者 高知市種崎高知仁井田簡易郵便局内 久保寿賀外二十七名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第九九〇号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(三十二通)

請願者 岩手県九戸郡種市町角浜簡易郵便局内 吉田正夫外三十一名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第九九一号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十九通)

請願者 長崎県西彼杵郡琴海町戸根簡易郵便局内 福田禎治外三十八名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇〇四号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 群馬県利根郡昭和村追分簡易郵便局内 金田市雄

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇〇五号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(五通)

請願者 青森県上北郡百石町字一川目七三ノ九、三一川目簡易郵便局内 三村輝文外五名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇〇六号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十三通)

請願者 長野県東筑摩郡生坂村北平簡易郵便局内 牛越久二子外十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇〇七号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十五通)

請願者 熊本県阿蘇郡山田尻簡易郵便局内 志賀二光外十四名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇〇八号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十七通)

請願者 長野県小諸市和田町六七一小諸和田簡易郵便局内 有賀民子外十六名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇〇九号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十二通)

請願者 山形県新庄市形町形簡易郵便局内 遠藤まさ子外二十一名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇一〇号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十三通)

請願者 静岡県掛川市吉岡町和田岡簡易郵便局内 岩井水太郎外二十二名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇一一号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(三十二通)

請願者 鹿児島県熊毛郡中種子町油久簡易郵便局内 国上勝外三十一名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇一二号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(四十通)

請願者 熊本県天草郡新和町碓石簡易郵便局内 竹本等外三十九名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇一三号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 大阪府河内市長野市滝畑町五八〇滝畑簡易郵便局内 丹井俊三

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇一四号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(十一通)

請願者 北海道夕張郡長沼町舞鶴簡易郵便局内 田村誠次郎外十一名

紹介議員 河川 陽一君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二二号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町上蝶湾簡易郵便局内 鈴木和子

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二二号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 岡山県久米郡旭町江与味簡易郵便局内 杉山朋一

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二三号 昭和四十四年二月二十五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原村養原簡易郵便局内 栗山愛子

紹介議員 杉原 荒太君



この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二四号 昭和四十四年二月二十五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)  
請願者 北九州市小倉区大字市丸市丸簡易郵便局内 木田久枝外三名

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二五号 昭和四十四年二月二十五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)  
請願者 北海道深川市音江町広里簡易郵便局内 林信一

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二六号 昭和四十四年二月二十五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(十六通)  
請願者 宮崎県東諸郡富田北保簡易郵便局内 上園忠外十五名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二七号 昭和四十四年二月二十五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二十八通)  
請願者 鹿児島県鹿屋市新生町一〇、七六三座屋桜ヶ丘簡易郵便局内 小牧エミ外二十七名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二八号 昭和四十四年二月二十五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(六十通)  
請願者 鹿児島県熊毛郡屋久町春牧簡易郵便局内 森崎三之外五十九名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇二九号 昭和四十四年二月二十五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二十六通)  
請願者 鳥取県八頭郡河原町北村北村簡易郵便局内 有田輝男外二十五名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇三〇号 昭和四十四年二月二十五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)  
請願者 奈良県大和郡山外川町二六ノ一矢田簡易郵便局内 長野秀次外一名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇三一号 昭和四十四年二月二十五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(十二通)  
請願者 北海道常呂郡端野町三区簡易郵便局内 井関昌子外十一名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇四六号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願  
請願者 群馬県利根郡昭和村追分簡易郵便局内 大竹朝子

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇四七号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)  
請願者 鹿児島県大島郡伊仙町目手久簡易郵便局内 守島正秀外四名

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇四八号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(十一通)  
請願者 山口県玖珂郡美川町根笠簡易郵便局内 有田ゆき子外十名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇四九号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(十二通)  
請願者 福岡県甘木市神田町甘木神田町簡易郵便局内 田中八則外十一名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇五〇号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二十三通)  
請願者 石川県七尾市佐々波町北大吞簡易郵便局内 青木泰子外二十二名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇五一号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二十五通)  
請願者 徳島県麻植郡鳴島町知恵島簡易郵便局内 河野勲外二十四名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇五二号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(十七通)  
請願者 兵庫県明石市魚住町清水一四三魚住清水簡易郵便局内 筒井昌次外十六名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇五三号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(三十四通)  
請願者 広島県比婆郡口和町大月簡易郵便局内 原万千子外三十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。  
第一〇五四号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(九通)  
請願者 宮崎県小林市西町区虎子木小林西町簡易郵便局内 園田為雄外八名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇五五号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)  
請願者 東京都西多摩郡奥多摩町日原七六〇日原簡易郵便局内 小林善吉外四名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇五六号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願  
請願者 長野県下伊那郡豊丘村伴野六、七二〇伴野簡易郵便局内 松尾喜栄子

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇七〇号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)  
請願者 愛知県安城市赤松町新屋敷一二五安城赤松簡易郵便局内 後藤清美

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一〇七二号 昭和四十四年二月二十六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(八通)  
請願者 静岡県賀茂郡松崎町石部三浦簡易郵便局内 高橋喜由外七名

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

## 紹介議員

七六号)(第二一八六号)(第二一八七号)(第

紹介議員 中津井 真君

第一六二号 昭和四十四年三月三日受理

簡易郵便局法改正に関する請願（十九通）

請願者 北海道新冠郡新冠町朝日高朝日

簡易郵便局内 有田正太郎外十九名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一一七六号 昭和四十四年三月三日受理

簡易郵便局法改正に関する請願（十四通）

請願者 静岡県浜名郡湖西町知波田簡易郵便局内 豊田つね外十三名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一一八六号 昭和四十四年三月四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 奈良県橿原市栄和町栄和簡易郵便局内 大門トヨ

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一一八七号 昭和四十四年三月四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 熊本県下益城郡砥用町名越谷簡易郵便局内 佐野英喜外九名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一二二七号 昭和四十四年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 岐阜市藪田岐阜簡易郵便局内 後藤淳子

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一二三四号 昭和四十四年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 奈良県吉野郡西吉野村西日裏簡易郵便局内 玉田輝雄

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第二二三五号 昭和四十四年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願（十三通）

請願者 岩手県紫波郡矢幅町上矢次簡易郵便局内 岡田ヒロ子外十二名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第二二三六号 昭和四十四年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願（十七通）

請願者 兵庫県竜野市土師簡易郵便局内 金治二外十六名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第二二五六号 昭和四十四年三月六日受理

簡易郵便局法改正に関する請願（十三通）

請願者 鹿児島県薩摩郡末吉町橋野簡易郵便局内 時見文外十二名

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一三〇三号 昭和四十四年三月六日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原村養原簡易郵便局内 栗山愛子

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。  
（予備審査のための付託は二月二十六日）

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件